

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 森 誠一

1 日 時

令和2年3月23日（月） 午前10時30分から
午後 4時20分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、濱田洋、井上伸史、土居昌弘、羽野武男、藤田正道、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫、太田正美、小嶋秀行

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 宮迫敏郎、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。

第3号議案、第4号議案、第13号議案及び第29議案から第36号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

継続請願3、請願4及び請願5については、採択とすべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願6については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。

(2) 第17号議案、第23号議案、第25号議案及び第26号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第37号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。

(3) 陳情8及び陳情9について、質疑を行った。

(4) 第3次大分県環境教育等行動計画について、大分県人権尊重施策基本方針の改定について、新型コロナウイルス感染症への対応についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也

政策調査課政策法務班 主査 熊野彩

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和2年3月23日（月）10：30～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：30～12：00

(1) 合い議案件の審査

- 第 17号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 第 23号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第 25号議案 大分県長期総合計画の変更について
- 第 26号議案 第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

(2) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 32号議案 大分県環境基本計画の変更について
- 第 33号議案 大分県動物愛護及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 34号議案 大分県公衆浴場法施行条例等の一部改正について
- 第 35号議案 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について
- 第 36号議案 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
- 請 願 5 気候変動に対する非常事態宣言について

(3) 付託外案件の審査

- 陳 情 8 テクノロジー犯罪の撲滅について
- 陳 情 9 嫌がらせ犯罪の撲滅について

(4) 諸般の報告

- ①第3次大分県環境教育等行動計画について
- ②大分県人権尊重施策基本方針の改定について
- ③南海トラフ地震臨時情報への対応について
- ④第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会の報告書及び第5回「山の日」記念全国大会の開催について

(5) その他

3 病院局関係

13：00～13：30

(1) 合い議案件の審査

- 第 37号議案 大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

- 第 13号議案 令和2年度大分県病院事業会計予算

(3) その他

4 福祉保健部関係

13:30～15:30

(1) 合い議案件の審査

- 第 17号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 第 23号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第 25号議案 大分県長期総合計画の変更について
- 第 26号議案 第二期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

(2) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 3号議案 令和2年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4号議案 令和2年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 29号議案 大分県地域福祉基本計画の策定について
- 第 30号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 31号議案 大分県次世代育成支援行動計画の策定について
- 継続請願 3 ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について
- 請 願 4 大分県手話言語条例の制定について
- 請 願 6 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設に関する意見書の提出について

(3) 諸般の報告

- ①大分県医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の策定について
- ②大分県社会的養育推進計画の策定について
- ③大分県障がい者芸術文化推進基本計画の策定について
- ④新型コロナウイルス感染症への対応について

(4) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

また、本日は、委員外議員として阿部長夫議員、太田議員、小嶋議員が出席されています。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、前回、継続審査となった継続請願1件、今回付託を受けた議案12件、請願3件及び総務企画委員会から合い議のあった議案4件、商工観光労働企業委員会から合い議のあった議案1件並びに陳情2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

初めに合い議案件の審査に入ります。まず、総務企画委員会から合い議のあった第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について及び第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

桧山食品・生活衛生課長 議案書194ページ第17号議案大分県事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。資料1ページをお開きください。

事務処理の特例に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、市町村に権限移譲する事務の範囲を定める条例で、今回の改正は、いずれも関係法令の改正に伴うものです。当部関係分として、動物の愛護及び管理に関する法律と浄化槽法の二つの事務を説明します。

資料1ページをお開きください。まず、動物の愛護及び管理に関する法律関係からです。当該事務については、既に動物取扱業の登録事務などを大分市に移譲していますが、昨年6月の

法改正で(1)の表中の、勧告に従わない動物取扱業者の公表、第一種動物取扱業者であった者及び不適正に動物を飼養している者への立入検査等の権限が追加されたことに伴い、事務を追加するものです。

なお、改正法施行日は、令和2年6月1日から施行としています。

梶原循環社会推進課長 続いて、浄化槽法に基づく事務について説明します。資料2ページをお開きください。

浄化槽法の改正についてですが、表のとおり、使用休止の届出の受理など、①から④までの四つが県の事務として新たに設けられたところで、これらを市町村への移譲事務として追加するものです。

なお、現在、権限移譲済みの市町村は中津市など9市村で、浄化槽の設置届の受理等の事務を移譲しているところです。事務処理の特例に関する条例の施行日については、改正法に合わせ、令和2年4月1日としています。

大城消防保安室長 第23号議案のうち、消防保安室に係る高圧ガス関係事務について説明します。議案書の207ページと資料3ページをお開きください。

高圧ガスを充填するための容器については、その危険性から高圧ガス保安法により検査を受けることとなっています。その検査にかかる手数料については、容器の種類ごとに、国が地方公共団体の手数料の標準に関する政令により定めているところです。

水素自動車の燃料として圧縮水素を充填できる容器は、繊維強化プラスチック複合容器のみでしたが、高圧ガス保安法容器保安規則の改正により、新たに鋼製の圧縮水素自動車燃料装置用継ぎ目なし容器が追加されたことから、圧縮水素を充填できる容器は2種類となります。

これにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令には、高圧ガス保安法容器保安規則に規定される圧縮水素自動車燃料装置用容器を

引用し新たに項目が設けられたところです。これに伴い、大分県使用料及び手数料条例の別表第三の高圧ガス関係事務の項の容器検査手数料の区分に圧縮水素自動車燃料装置用容器を追加するため、所要の改正を行うものです。

なお、施行については、令和2年4月1日からです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

藤田委員 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関してですけれども、これは大分市へ新たに法改正で都道府県へ預けた事務を移譲するというものですが、ここにある勧告に従わない事業者の公表とか、動物取扱業者だったものに対する立入検査等とあるんですけれども、通常、動物取扱業者に対する指導管理は、どういう状況で行われているのかお伺いします。

榎山食品・生活衛生課長 これまでも虐待などの事例があれば、当然、保健所は当該事業者に立ち入っていました。

しかし、これまで法律の裏付けがありませんでしたが、昨年の動物愛護法改正でその裏付けができた。動物愛護管理員は、保健所の主に獣医師等の職員を県知事が指定しています。

内容的には今までと変わらないんですけれども、法律の裏付けができたことが主な変更点になっています。

藤田委員 いつもペットショップ等を見るときに気になるのが、販売期間を過ぎたような大きくなっている犬ですね。この犬たちがどうなっているのか気になるんですけれども、そういったものは定期的に巡回して、状況を聞いたりしているんですか。

榎山食品・生活衛生課長 危険な動物とかは年1回入らなければいけないという規定はあるんですが、ペットショップ等、第一種動物取扱業者等については、そういった規定は特にありません。しかしながら、そういった市民からの情報であったりとか、動物愛護団体からの情報等をいただいた場合は、適宜入って、ペットショップ等の業者に指導をしています。

森委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終了します。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、総務企画委員会から合い議のありました第25号議案大分県長期総合計画の変更について及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてのうち、生活環境部関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

宮迫生活環境部長 第25号議案大分県長期総合計画の変更及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定に関して、全般的な部分と、当部関係部分について説明します。最初に、長期総合計画及び総合戦略は、共に将来の大分県づくりに向けた長期的・総合的な指針を示す計画であるため、この二つの計画の全般的な部分を一括して説明します。委員の皆さまには、昨年の第3回及び第4回定例会において、内容等について議論していただきました。さらに、長期総合計画については、先月の臨時常任委員会においても、御意見等をいただいたところです。

また、年末よりパブリックコメントを実施し、県民の皆さんから幅広く御意見をいただくとともに、外部有識者からなるプラン中間見直し委員会や市町村長と連携した、まち・ひと・しごと創生本部会議でのこれまでの議論を踏まえ、最終的な計画案を作成しました。

まず、議案別冊大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（改訂案）を御覧ください。前回お示しした素案からの主な変更点等について説明します。3ページをお開きください。

1時代の要請として、変化する社会情勢等を示していますが、そのうち、中ほどにSDGsについて記載しています。SDGsの理念に基

づく取組を求める御意見が多くあったことから、当該箇所においてその姿勢を具体的に記述するとともに、素案では参考資料として記載していましたSDGsに関する取組について、151ページから始まる計画推進のためにと位置付けることにより、持続可能な社会の実現を図る姿勢を示しました。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について説明します。議案別冊第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略（案）を御覧ください。本戦略は、長期総合計画の中から、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を、集中的・重点的に推進するための計画として策定するものです。

48ページをお開きください。これは、長期総合計画と総合戦略の関係を示したものです。本戦略では、長期総合計画における取組を、総合戦略の基本目標であるⅠ人、Ⅱ仕事、Ⅲ地域に沿って整理しており、その具体的な取組内容は、長期総合計画と同一のものとなっています。したがって、素案からの変更点についても、長期総合計画と同様の内容となっています。

次に、当部関係部分について説明します。当部関係部分については、2月3日に開催された臨時常任委員会で説明した内容から変更はありませんが、本委員会の皆さまやパブリックコメント等でいただいた意見も参考に、プランに基づき、今後施策を展開する上での主な施策を説明します。議案別冊大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（改訂案）の目次をお開きください。

まずは安心分野の施策番号4、環境分野です。環境問題については、地球温暖化、気候変動など国際的な枠組みでの対応が必要であるとともに、SDGsの理念も念頭に、我々一人一人の意識と行動を変えていくことが重要だと考えています。これまでも、県民総参加のおおいたうつくし作戦を精力的に展開してきましたが、今後も、各地域で実施される主体的な環境保全活動を通じて、環境への意識を高めるとともに、持続可能な活動の基盤づくりを支援していきます。

CO2やプラスチックゴミの発生抑制についても、事業者、消費者団体、行政からなる協議会などを通じ、取組を拡大します。また、ユネスコエコパークや日本ジオパーク、温泉資源などに代表される豊かな自然環境については、保護・保全を図るとともに、持続可能な適正な利活用を進めます。

施策番号8の強靱な県土づくりと危機管理体制の充実では、南海トラフ地震をはじめとした災害への備えとして、即応力の強化と自主防災組織や防災士の育成など、引き続き災害に強い人づくり、地域づくりを進めます。

活力分野では施策番号7-（1）の女性の活躍推進です。女性が輝き活躍する社会づくりを推進するため、仕事と家庭が両立できる社会づくりを進めながら、働きたい女性、働いている女性への支援を、官民連携して取り組み、地方創生の加速前進につなげていきます。

発展分野では、施策番号1-（6）の青少年の健全育成です。8050問題に象徴されるような、ひきこもりの長期化、高齢化への対策を丁寧に進めていきます。

引き続き、多様な県民の皆さまの小さな声までしっかりと受け止め、安心・活力・発展の大分県づくりを進めるとともに、大分県版地方創生の加速前進に向け、尽力していきますので、御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

濱田副委員長 今説明のあった強靱な県土づくり、危機管理、これは理念と言いますか、もちろん生活環境部ですけど、実際の実行の場所というのは土木建築部であったり、あるいは農林水産部であったり、だから、その辺のいわゆる理念と具体的な実行、その辺の打合せと言いますか、すり合わせはどのようにやっていくつもりなのか、あるいは今までもやってきているのか、お聞きします。

河野防災対策企画課長 今、各部局で横断的になっている部分があります。基本的には、今年度、国土強靱化計画の見直しを県でも行ってお

り、そこに防災局や農林などの部局が入って、その計画作りを担っていくこととなります。

また、各市町村も国土強靱化計画の市町村版を作るようになっており、これも令和3年度中に作るとなっています。我々が昨年作りました地震・津波防災アクションプランは令和5年度までの計画としており、この中に市町村と協働して進める14の項目があります。こうしたものについては、市町村版の国土強靱化計画の中にも盛り込むように、我々が出向いて指導しているところです。

いずれにしても、本体の国土強靱化計画の中にいろいろな関係部局が集まり、この計画を作成するとともに、また、国土強靱化計画のいわゆる下部の計画となっている地震・津波防災アクションプランを令和5年度までにしっかり達成するようにしながら、各関係部局と連携を取りながら進めていきます。

濱田副委員長 私はいつも思うんですけども、基本的には、事業の優先順位だと思うんですね。例えば、今、県道なら県道で平均すると約75%以上は改良済みなんですね。あと25%、これを今からいろんな強靱化のためにやるとしても、その優先順位を誰がどこで決めるのか。生活環境部が提案をして、現場となる土木がここを最初にやろうとか、あるいは早くやろうとか、そういう現場との打合せと言うか、そういうものは生活環境部としてはどんな思いでやっているんですかね。

河野防災対策企画課長 生活環境部で所管している部分については、例えば、国土強靱化の部分でもソフト事業の関係があります。やはり地域の防災力をいかに強化していくかになるので、例えば、防災士の養成であるとか、あるいは防災士の方々が実際に自主防災組織と連携しながら、どうやって避難行動につなげていくか、そういった取組をまずは優先させていき、そこについては我々防災局の中で、しっかりと議論しながら進めていくところです。

濱田副委員長 この長期総合計画、総合的にはやっぱり地方創生をどう進めていくかという問題だと思いますけれども、道路とか河川とか、

いろんな災害のためにやるものは、基本的には地方創生、そこに本当に住んでいけるかが一番目標だと思うんですね。だから、そこをちゃんと捉えて総合的に考えていかないと、さきほど言った優先順位とか、そういうものが定まらないと思うんですね。だから、やはりそういうメンバーとの打合せを密にやって、そして、住んでいける地域づくりに生活環境部も今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。ぜひ来年度も、我々は今日で一応この委員会は終わりますけれども、続けてやっていただきたいと思います。

牧防災局長 さきほど濱田副委員長からお話がありました県土の強靱化、この優先順位についてですけれども、主にハード事業ですと、例えば、防災ため池であれば、危険箇所の調査を行い、そのうちに危険なところについては危険度の優先順位をつけて事業を行っていくという取組をやっていますし、また、生活環境部ではハザードマップ、これは土木でハザードマップの基礎データを作り、ハザードマップ自体は市町村が作成するんですけども、このハザードマップに基づく周知、こういったものについては県も一緒に関わりながら、住民に対して意識高揚ということで図っています。

このハザードマップの中には、土砂災害警戒区域等があります。この土砂災害警戒区域の中にある施設についてはより安全なものになるようにと、担当部局で優先順位をつけながら行っていくというのが実態です。

井上委員 言葉的には非常にすごく耳触りがいい面があります。市町村との連携と言いますが、言葉的であって、私は余り本質的には捉えられていない、基本的に——基本的というのはおかしいんですけども、あまり捉えられていないと感じます。自分が思うのは、市民の皆さん、県民の皆さん方が私たちにここが危ないよ、何とかしてほしいと要望があったところは、住民の皆さん方から直接の要望だから、私たちにとっては一番、さきほど言った安全が優先がどうのこうのも確かに大事だけど。

議会の立場からすると、住民の皆さん方の思

いを伝えて、これを何とかしてほしいとなっちゃうので、ずれが出てくるんだよね。そして、その地区が果たして優先順位が何番目かは私たちはあんまり分からないのよね、実際。本当に危険なところは分かるんだけど、そういう要望が多いということを皆さんに理解してほしいのね。

ですから、うまく進まんのじゃねえかと私は言いたいわけです。そういうことも含めて、準備的にやるのはいいんだけど、私の結論から言うと、要望が多いところと、少しずれがあるなという意識も持っていただけるとありがたいなと思います。これは要望になるかどうか分かりませんが、そういった意見が多いということも理解していただきたいと思います。

藤田委員 青少年の健全育成の関係で、実は昨日、小学校から高校までの不登校のお子さんを持つ保護者の方、高校生の当事者を受け入れているフリースクールの方々の集まりがあったんですけど、その中でフリースクールを運営されている方が、財政的に一人当たり年間50万円から80万円の経費がかかると。これを今、保護者の負担にしているけれども、片親の方も多し、経済的に必ずしも裕福でない方も多いので、この辺の支援を何とか考えてもらえないか。福岡県では、フリースクールそのもの、若しくはそういうお子さんに対する助成があるんですけど、大分は考えてもらえないのかというお話があったんですけど、この辺の検討が今どのようになっているかお尋ねします。

宮迫生活環境部長 フリースクール、今、不登校の子などが増えており、居場所として非常に大事になってきているんじゃないかなと思っています。

ただ、それに対してどういう支援ができるのかは、私どもだけじゃなくて、教育委員会とか、そういったところも含めて考えていかなきゃいけない部分ではあると思うんですけど、最近、非常に学校現場、ストレートの連携が増えてきていると思っています。

ただ、フリースクールそのもの、これは運営形態とかそういう部分の工夫もあろうかと思う

んですけど、フリースクールだから公費を助成するという形には今なっていないんじゃないかなと承知しており、さきほど申しましたいろんな子どもさんがいらっやって、いろんな居場所を準備するという意味では、もうちょっとたくさんの居場所がなるべくある方がいい、要するに学校に限らず、そういったところをどうするかというのは、これからもしっかり議論していかなきゃいけないと考えています。

藤田委員 保護者の方も、我々も、所得税も住民税も県民税も払っているのに、さらに教育の部分でお金が出るということに対して憤りを持たれている方もおられるので、ぜひ引き続いて検討をよろしくお願いします。

吉村委員 1点お願いします。

今回の長計の部分で、SDGsを前面に押し出しています。羽野委員も今まで何度も皆さまに訴えをしていた部分もあるのかなと思うんですけど、生物環境という部分で言えば、SDGsに関心を持たれている学生とかも多く感じますし、実際、そういった方から呼ばれて、一緒に勉強する機会もあるんですけど、そういった小さな団体で、その方たちがSDGsを中心にやっていこうと思って、皆さんとの連携であったりとかいう部分で何かお考えがあれば、お聞かせください。

御沓うつくし作戦推進課長 環境の面では、例えば、若者とか子どもたちに対して、環境教育学習を推進しています。その推進を担っている方に環境教育アドバイザーをお願いしていますけれども、これまでは身近なごみ問題であるとか、地球規模の温暖化の問題であるとか、そういったことを主にテーマとして学習をしていましたけれども、これから、今おっしゃったSDGs、これがまた大きな環境のテーマになり得ると思いますので、アドバイザーの研修会等の機会を通して、テーマとして取り入れていきたいと考えています。

吉村委員 ありがとうございます。ぜひ小さな団体の方にも目を向けていただいて、特に学生とかは非常に興味を持って、ここに特化して取り組もうという皆さんもたくさんいらっやい

ますので、ぜひこちらから声をかけていただければと思いますので、よろしくお願いします。

猿渡委員 地球温暖化の問題なんですけれども、予算特別委員会でしたか、答弁の中で、地球温暖化が進んでいくことはもうしょうがないので、それに対応した形で考えていくという中身の答弁があったかと思うんですね。その辺は、ちょっと違うんじゃないかという考えを私は持っています。つまり、企業に対して物をあげないとそういう考え方になってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、やはりこれは大分県だけでできることではないですが、大分県の考え方として、地球温暖化が進んでいくのはしょうがないんだと、その中でどうしていくかということではなく、温暖化をいかに食い止めるか、進み方をいかに抑えていくかという観点に立たなければならないと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

御沓うつくし作戦推進課長 まず、これからいろいろ対策を取っても温暖化は進むという見解については、世界的な学者の集まりだとか、IPCCの報告書の中で既に示されています。そういったことで、その上昇を最小限に抑えていこうと取組はしていきますけれども、増える影響については適応策をしっかりやらないといけないということで、国が法律を作って動き始めたところです。

御指摘のように、CO₂の削減については、大幅に削減が必要になりますので、国、それから、経済界、産業界も、今革新的環境イノベーション戦略スタイルを作って、新しい開発を行っています。そういったものをできるだけ早く普及させてCO₂の上昇を減らそうということをやっていますけれども、私たちにできることと言うか、一番大事なのは、やっぱりどうしても身近な問題ですので、その意識を変えていって、例えば、そういった省エネの新しい技術が開発されたときに、それを積極的に導入していくという意識を持ってもらうように働きかけていくことも大事ということで、産業界と私たちと一緒に同じ方向を向いて取り組んで、役割分担をしながら進めていると認識しています。

猿渡委員 やはりいかに温暖化を抑制していくかということも重視しながら、その中での対策と言いますか、進むときの対策というのもあるでしょうけれども、非常にそこを大事に、念頭に置いていただきたいなと思います。

土居委員 長計を見て感じるのは、例えば、再犯防止というのがあります。これは当然、生環だけではなくて、福祉保健にも関わってきたりしますし、例えば、ひきこもりもそうです。生環だけではなくて、福祉保健も関わったり、教育委員会も関わったりします。そういったところをどこかでまとめていかなければならないのではないかなと思っています。

そういった、本来ならばワンストップがいいんですけれども、組織的にそうはならないのであれば、どのようにして情報を共有して全体として大分県として解決に取り組んでいくのかというところを方向づけるような取組も必要ではないかなと思っています。

これから、どういう具合に考えているのか、伺いたいと思います。

森私学振興・青少年課長 まず、再犯に関してですけれども、再犯防止推進協議会というのがあります。これは県だけではなく、国の保護関係、労基監も入ったことなんです、その下部組織として幹事会を設けており、そこで全庁横断的な議論を行っています。それを協議会と同じ場で議論することによって施策の連携を図っていきたいと考えています。

もう一つのひきこもりに関して、非常に広範な施策との連携が必要になりますので、これも随時、庁内で議論をしながら、会議を持ちながら議論を深めているところです。

土居委員 それをもっと意識しながら、しっかりとお願いします。

森委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

小嶋委員外議員 プランの64ページで、目標指標で防災士資格取得者数を令和6年度で1万6千人としています。目標を定めて取組を図る

のは、大変良いことと思いますが、県で1万6千人を確保するとかではなくて、それぞれ市町村が積み上げと思うんです。大分県の取組で受講したときに、一番大事なのは、そこで合格された方がそれぞれの市町村にきちんと周知されて、市町村での登録が行われているかどうかです。いつかは何か連絡が来るだろうと思っていたら、なかなか来ないということで、ちょっと懐疑的なところがあります。実は私も県の取組で受講したら、なかなか市から連絡が来なかったのも市に言ったら、どういうことですかとのことだったんです。平成24年から平成25年の頃だから、まだまだ進んでいる頃だったんですけど、この前、新人の議員も含めて防災士の登録を今していると思うんですが、本部——防災士機構に登録すると同時に、市町村に名前を登録しておかないと、市町村からのいろんなフォローが多分受けられないということに今なっていると思います。大分県がフォローアップ研修とかをそんなにたくさんするわけではありませんから、市町村での活動が大事になります。そこは今後しっかりと市町村と連携を取って、なおかつ県の取組で受講された方には、必ず市町村で登録をするんですよということを、マニュアルまでは作らなくてもいいと思うんですけど、きちんとしておかないと、いつまでたっても連絡が来ないよとなっている方もいらっしゃると思います。

なので、そこは一つ気を付けていただきたいと思います。状況把握をされているか、お尋ねします。

河野防災対策企画課長 防災士については、日本防災士機構という民間の機関の資格の試験等を経て認定されます。県にも合格者名簿が来ますし、また、市町村にも来るのでチェックしていると思います。市町村で把握していないような状況があるのではないかという話も今ありました。チェックしているかどうか確認をして、徹底して市町村が把握するようにしたいと考えています。

小嶋委員外議員 ぜひよろしくお願いします。

森委員長 ほかに委員外議員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終了します。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で、合議議案件の審査を終わります。次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

宮迫生活環境部長 それでは、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について、説明します。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に説明した事業以外の主な事業について各課室長から順次簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

安藤生活環境企画課長 それでは、生活環境企画課の主な事業について御説明します。

令和2年度生活環境部予算概要の11ページをお願いします。

左上の事業名欄上から2番目の高齢者交通安全対策推進事業費188万5千円です。この事業は、県内の交通事故発生件数が15年連続で減少する中、高い割合を占める高齢者による加害・被害交通事故の抑止を図るものです。

まず、高齢運転者の免許自主返納を促進するため、自主返納した高齢者に特典を付与するサポート加盟店の周知に努めます。

あわせて、高齢者自身に現状の運動、判断能力を知っていただく参加型のいきいき交通安全体験講座を県警、市町村とともに開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図っていきます。

御沓うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課の主な事業について御説明します。

予算概要の22ページをお願いします。

左上の事業名欄上から1番目の豊かな水環境保全推進事業費290万7千円です。

この事業は、豊かな水環境の保全活動を推進するため、河川の特性に応じた地域住民の主体的な活動を支援するものです。

今年度開校した川づくり大学では、先進地の

事例紹介や現地見学を行うなどして人材育成に取り組んでおり、本年2月には大分川流域で庄内水の輪会議、挾間水辺空間利活用推進会議が設立されるなど、新たな取組も始まっています。

また、本年10月に熊本市内で開催される第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、水環境保全に取り組んでいる団体の交流や情報収集、情報発信の場を提供し、活動の一層の活性化を図ります。

橋本自然保護推進室長 自然保護推進室の主な事業について御説明します。

予算概要の19ページをお願いします。

左上の事業名欄上から1番目の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費2,433万4千円です。

この事業は、ユネスコエコパークの環境保全及び自然と共生した地域振興を図るため、宮崎県や関係市町と連携し情報発信や受入環境整備等を行うものです。

滞泊峡や円形分水など、エコパークの特徴的な自然や文化等を楽しむ見所に適切に誘導するため、案内看板等の整備に取り組みます。

また、オフィシャルアーティストであるDRUM TAOや山の日等のイベントを活用し、見所や周辺施設などの情報発信を進め、誘客促進につなげます。

石松県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の主な事業について御説明します。

予算概要の34ページをお願いします。

左上の事業名欄上から1番目の安全・安心まちづくり連携推進事業費988万5千円です。

この事業は、安全・安心なまちづくりに向け、県民の防犯意識の高揚や子どもたちの安全を確保するための取組などを行うものです。

来年度は、日常活動や仕事をしながら見守りに参加できるながら見守りや子どもたちの様々なSOSに対応するこども連絡所の協力者を増やすため、県内6か所での講習会や事業所訪問を行うほか、活動時に着用するたすきなどを作成・配付し、見える化を図ります。

また、10月に開催する安全・安心まちづく

り県民大会や子どもたちだけでなく、地域全体の防犯意識向上につながる地域安全マップの作成などについても、参加者の拡大を図り、あわせて市町村、学校、地域住民等の連携を強化することにより、安全・安心を実感できる大分県づくりを推進していきます。

森私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課の主な事業について御説明します。

予算概要の41ページをお願いします。

左上の事業名欄の1番上、青少年等自立支援対策推進事業費3,985万5千円です。

この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に悩みを抱える青少年及びその家族を支援するため、おおいた青少年総合相談所及び青少年自立支援センターの運営等を行うものです。

令和2年度は、ひきこもりの支援を強化するため、センターの電話相談員、アウトリーチ支援員、市町村支援員を1名ずつ増員するとともに、ひきこもり支援機関ネットワークの構築、当事者・家族の居場所作り等に取り組んでいきます。

桧山食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課の主な事業について御説明します。

予算概要の52ページをお願いします。

左上の事業名欄上から二つ目おおいたの食育ステップアップ事業費1,080万8千円です。

この事業は、食育の意義や目的について県民の理解を深め行動を促すため、市町村や地域、食育関係者と連携した取組を実施するものです。

令和2年度は、引き続き子ども食堂等を活用した共食の推進に取り組むとともに、新たに大学や専門学校と連携し、料理講座など参加型イベントを開催することで若者を中心とした県民の朝食摂取率向上に取り組んでいきます。

芦刈環境保全課長 環境保全課の主な事業について御説明します。

予算概要の63ページをお願いします。

左上の事業名欄上から3番目の小規模給水施設水源確保等支援事業費6,252万6千円です。

この事業は、公営水道の整備が困難な小規模集落等の水問題を解決するため、小規模給水施

設の現状を網羅的に捕捉し中長期の整備計画を策定し、困窮度が高く早急な水源確保等が必要な集落の施設整備に積極的に取り組む市町村に対し助成します。

梶原循環社会推進課長 循環社会推進課の主な事業について御説明します。

予算概要の72ページをお願いします。

左上の事業名欄上から3番目の海岸漂着物地域対策推進事業費1億3,778万8千円です。

この事業は、海岸の景観や環境を保全するため、県や市町村が、プラスチックや流木等の海岸漂着物の回収・処分を行うものです。

令和2年度は、海岸漂着物処理推進法に基づいて、第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画を策定します。

藤本審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課の主な事業について御説明します。

予算概要の77ページをお願いします。

左上の事業名欄、一番下の人権啓発推進事業費1,953万7千円です。

この事業は、県民への人権尊重の理念の普及とその理解を深めることを目的として、様々な手法や媒体を活用しながら、人権啓発活動を実施するものです。

事業概要の下から2番目、県が実施する啓発事業に要する経費では、人権啓発フェスティバルの開催のほか、差別をなくす運動月間の県民講座等において啓発を実施します。

令和2年度は、部落差別問題をはじめとした様々な人権課題に関する講演会やシンポジウムの開催を予定しています。

河野防災対策企画課長 防災対策企画課の主な事業について御説明します。

予算概要の81ページをお願いします。

左上の事業名欄上から3番目の火山防災対策推進事業費561万6千円です。

この事業は、火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、関係機関と連携し、登山者・観光客等の安全確保対策や情報伝達体制の構築等を行うものです。

令和2年度には、火山防災対応能力の向上や登山者等の火山防災に対する意識高揚を図るた

め、火山防災訓練を新たに実施します。

佐藤危機管理室長 危機管理室の主な事業について御説明します。

予算概要の82ページをお願いします。

左上の事業名欄の一番上の防災行政無線等管理費1億3,202万5千円です。

この事業は、大規模災害により通信が途絶した場合において、迅速・確実な情報伝達を確保するために構築している大分県防災情報システムなどの保守管理を行うものです。

なお、事業概要欄上から二つ目の新規の経費については、このシステムで使用されている平成2年度から4年度に整備した中継局において老朽化が進行していることから、他の県有建築物と同様に、長寿命化を図るため11か所の中継所等において塗装劣化の確認などの診断調査を行うものです。

大城消防保安室長 消防保安室の主な事業について御説明します。

予算概要の88ページをお願いします。

左上の事業名欄上から2番目の消防学校教育力強化事業費8,531万1千円です。

この事業は、大規模災害等に備え、最前線で活躍する消防職員が安全・迅速・的確に救急救命活動や消火活動を行えるよう、消防学校における教育力を強化するものです。

消防学校で行う教育訓練内容を座学中心から実技重視へ見直し、実践的訓練を拡充することとしており、令和2年度には、消防学校の敷地内に、新たに実火災体験型訓練施設を整備します。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

井上委員 相対的に委託を行うようなイベントとかが多いように思います。コロナウイルス関係において、そういったイベントはできない、中止せざるを得ない場合においてはどうなるのか。既に委託していた後でそのイベントは中止になりましたというときの責任の所在について。イベントにおける実施中止の対応については何か考えがありますか。

宮迫生活環境部長 なかなか難しい御質問ではあるんですけども、一応、我々この事業をするという前提で予算を計上しています。はなから、例えば、コロナの状況が長期的になってどうしようもない、国から要請がありできないという場合は契約できません。まず契約できるかできないかというのが一つ。

それと、やるにしても、どういうやり方があるのか、要するに密室でないとか、人と人が近接しているとか、大声でしゃべるとか、そういった三つの状況なんかを含めて、開催できるとかできないとかを真剣に考えていかなければいけないのかなと思っています。

御質問のあった、できない場合どうするのかということになりますと、まず、契約しているかしていないかによって全然違いますし、契約した後のという意味では、契約条項によってまた取扱いが違ってくると思います。

井上委員 だから、極端な話で言うと、ただし書でできなかった場合については委託料は支払いませんとか、要綱でもきちっと書いておかないと、後で問題になるんじゃないですか。

宮迫生活環境部長 するという前提で委託契約するわけですから、業者、それから、団体もいろいろと準備をしますので、そういった部分は見ざるを得ないというのは出てくるかと思えます。必要以上にお支払いすることはありません。

井上委員 真剣に考えてください。

藤田委員 45ページの私立専門学校修学支援事業費で対象になる生徒は、例えば、県内在住者なのか、あるいは県外でもいいのか、若しくは留学生でも対象になるのかということと、ここで想定しているのは何名ぐらいなのかということをお伺いしたいと思います。

もう一つ、83ページの国民保護対策事業費の国民保護共同図上訓練に係る経費ですが、昨年から倍ぐらい増えているんですけども、この訓練内容について御説明をお願いします。

森私学振興・青少年課長 私立専門学校修学支援事業についての御質問については、県内私立学校に通っている生徒であれば、全て対象となります。

佐藤危機管理室長 国民保護対策事業費ですが、今年度は図上訓練としていました。来年度は実動訓練を計画しています。

森私学振興・青少年課長 現在の推計ですけども、一応、対象となる人数は313名です。

藤田委員 一般質問のときにもお話ししましたがけれども、留学生がかなり県内に入って来られていて、今回のコロナの関連も含めて、アルバイトが減少したりして経済的にもかなり厳しくなっており、そういった方の救いにもなると思い、その辺を確認しました。

今年度は図上訓練ではなく、実動訓練なんですね。ここが図上になっていますけれども、実動訓練に要する経費ということでよろしいですね。（「はい」と言う者あり）

森私学振興・青少年課長 この事業の対象は、留学生は対象になっておらず、その支援については別途検討が必要と考えています。

藤田委員 例えば、福祉保健部で介護に関する奨学金等は、留学生も対象になっていますね。そういう意味では、人材確保という意味で、こちらでの就職も考えながら通っている留学生も対象にさせていただきたいと、これは国庫も入っているもので、ここだけでは決められないのかもしれないかもしれませんが、要望としては、ぜひそういう検討もしていただきたい。

森私学振興・青少年課長 御指摘のとおり、高等教育無償化という国の制度がありますので、また、そういった件については今後検討し、必要があれば国に伝えていきたいと考えています。
濱田副委員長 2点お伺いします。

40ページの大分県少年の船運航事業費、これは今、48歳になる私の娘も行かせていただいたんですけども、ずっと沖縄なんですね。沖縄を選んでいる理由、また、船内のいろんな教育というのは、別に沖縄に行かなくても、ほかの場所でもいいんじゃないかなという感じがするんですけども、相変わらず沖縄を選んでいる理由は何かなと。

それから、一番最後の82ページの県央飛行場機能強化事業費、いわゆる防災ヘリ、これの出動回数、1年間に大体どの程度出動している

のか。この2点お願いします。

森私学振興・青少年課長 少年の船ですが、平和学習のカリキュラムを必ず設けており、船内で学習した後に、沖縄県内にある大分の記念碑を訪れて慰問するというカリキュラムを組んでいる都合上、毎年、沖縄としています。

大城消防保安室長 防災ヘリの運航実績ですが、平成30年度は合計で229件出動しています。そのうち緊急運航が93件、火災予防対策や訓練の関係での運航が136件という内訳となっています。

吉村委員 数点質問させてください。

41ページの青少年等自立支援対策推進事業費の中で、アウトリーチとありますが、プライバシーの問題等もあると思うんですけれども、具体的にどういった形で取り組むのが1点。

もう1点が、防災に関して、VRの動画を今年度中にと認識していますが、来年度4月から使えるような形で完成が見えているのか。あと、私も登録していますが、安全・安心メールでコロナウイルス関係の連絡を回したらどうかというお話もあったと思うんですが、実際にできているか、運用上ちょっと厳しいというお話なのかを伺います。

森私学振興・青少年課長 アウトリーチ支援員ですが、まず、センターにお電話をいただいた方に、なかなかセンターに出向けないという御事情がある場合の訪問とか、市町村の窓口に来られた方でやはり訪問支援が必要だという方については、市町村の窓口の方々と一緒に訪問するという取組を行っています。

河野防災対策企画課長 2点質問があったと思います。

1点目のVRの活用ですけれども、来年度、地震・津波編と、それから、土砂災害時編を各小学校であるとか、あるいは一般の方々にも体験できるように準備をしているところです。

また、安全・安心メールの取扱いについてですけれども、コロナウイルスについては、もう既に活用しており、健康づくり支援課が情報を流してほしいということであれば、いつでも流せる体制はできています。

吉村委員 ありがとうございます。コロナウイルスが急増した関係もあると思いますが、地域の方が情報が早いと言うか、うそか本当かもよく分からない情報を握っており、そんな話聞いたことないぞというようなものも耳にします。それで、心配なのが風評被害と言うか、あそこがこうやったから広がったんだみたいな話をしている方もいるので、こういったツールを活用しながら、公表できる部分で正確な情報をぜひよろしくお願いします。

土居委員 40ページの青少年ネット安全安心利用推進事業費ですけれども、お陰さまで私立学校並びに公立もICTが整備されて、その活用をしようということだと思うんですが、専修学校、各種学校は残念ながら、まだ整備されていないのが現状です。

例えば、准看護専門学院とか、准看の皆さん、カリキュラムが2年後に変わるんですけれども、そこには情報科学という科目を設けなさいよということになっているんですね。ICT環境が全くないところで大変困っていると。施設を見れば御存じのとおり、余りお金もない、医師会の問題もあるんでしょうけれども、大変苦しい状況です。

これから准看の学院でICT授業を進めていこうと思えば、やはり手助けも必要じゃないかなとは考えているんですけれども、その辺どのように考えているのか、お伺いします。

森私学振興・青少年課長 御指摘のとおり、今、高等学校まではアクティブラーニングということで、ICT環境整備を進めているところなんですけれども、正直、専修、各種学校までは考えていません。そういった御意見があるということで、また、今後検討課題にさせていただければと考えています。

土居委員 よろしく申し上げます。医療政策課にも申し上げますけれども、検討をお願いします。

猿渡委員 私立学校の授業料減免等の問題なんですけれども、これは予算特別委員会でも質問したんですが、いかに知っていただけるかが非常に大事だと思います。申請が必要なものがほ

とんどだと思っんですけれども、問合せ先や申請先がこういう資料を見てもあちこちばらばらですよね。自分が一体どこに当てはまるのかも分かりづらいと思っんですね。

今、私立高校に行くことが決まった人は、支払がいかるとか、いゝろんな準備をしなければならぬものとか、たゝくさんあつたりする時期ですけれども、ホームページで検索することができぬのか。あるいはチャートの、あなたはこれに当てはまったらこれが使えますよみたいなものゝとか、若い保護者の方にも分かりやすく検索したら出てくるみたいな、そのままここに電話したらいいよとか、何かそういうものが必要かと思っんですね。

現在、いゝろんな制度があるゝので、どれかでないですけれど、現在の利用状況が対象になる人のうちどのくらいが利用できているのかがもし分かれば、教えていただきたいと思っいます。それが1点。

もう1点は、日出生台の関係ですけれども、20日まで訓練がありましたね。2月19日で終わる予定だったのに、20日まで間違いなく訓練が行われましたよね。私、ある方からはがきをいただき、米軍の2月21日付の報告書を見ると——私もこれは確認したんですけれども、2月19日に訓練を終えたと記載されているんですね。20日まで訓練したにもかかわらず、19日に訓練を終えたと記載している、こんなうそを書いているのはひどいと、こんなことを許していいのかと、許せないという声をいただいています。

また、確認書を交わしているわけですけれども、共産党の元国会議員や地元の方が九州防衛局に行ったときに、そういう地元の懸念が合同委員会にあがったことがないという回答がありました。その点を把握しているのか。その2点について、大分県としてどのように対応していくのか、答弁ください。

森私学振興・青少年課長 まず、周知について、今、県庁のホームページに簡易版ポータルサイトを設けており、必要な情報が行き渡りやすく工夫しています。また、加えて今、図書館は

休業していますけれども、図書館において私立学校の情報コーナーを設けており、そちらでもこういったチラシを配布する等の工夫をしています。

ただ、基本的には学校を通じての申請になりますので、学校にまず問合せをいただいて、自分がどれに該当するのゝか、いくらもらえるのゝかを相談していただくことが基本になるゝかと考えています。

それと、全ての人に行き渡っているかという御質問ですけれども、就学支援金や県の減免については、所得制限等あります。就学支援金についてはマイナンバー制度が導入されていますので照会する等、なるべく漏れがないように今やっていますし、就学給付金については、学校経由と言いつながら、御本人の申請になりますので、そこもしっかり漏れがないよう、学校の方から生徒、保護者の方々に声をかけていただくということをやっています。

宮迫生活環境部長 委員がおっしゃっているのは、恐らく奨学金のパンフレットではないかと思っんですけれども、就学支援金、授業料減免支援というのと奨学金は全く違う部分になります。今、森私学振興・青少年課長が言ったように、これについては学校を通していますので、漏れはないと考えています。

ただ、その奨学金等がどう使われるかというのは、これはまたそれぞれ違いつますが、教育委員会が奨学金を所管しています。

佐藤危機管理室長 日米合同委員会で協議しているのかということですが、1点目ですが、私どもは今までずっと九州防衛局を通してやってきており、今回確認書に違反しているため、知事も防衛省に出向いて、大臣と話をしたんです。初めて、日米合同委員会の中で議論していかなければいけないという話があったことを確認しています。

2月20日まで訓練があつたが、延びたということを書いていない、という点については、私どもには、今回の訓練は8日間ですよという形で示されていたものが1日延び、9日になっているじゃないかという話を国にしっかりして

います。国同士の部分については、なかなか私どもではという部分もありますけれども、少なくとも8日の日程であったのが9日となったことは、話が違うじゃないかと九州防衛局にしっかり伝えました。

猿渡委員 県としては、いろんな形で努力をされており、知事も直接、防衛大臣と会ってお話しされたりしています。今後、こういうことが続くことも懸念されますので、やはり強い姿勢で今後ともよろしくをお願いします。

羽野委員 SDGsの推進に関連した新規事業、あるいは変更なり強化なりした事業があれば教えていただきたいと思います。

御沓うつくし作戦推進課長 議案にもある環境基本計画の改定の中で、SDGsと環境施策の関連性をしっかり位置づけて、個別の施策の中に反映していきたいと思います。

それから、さきほど言いました環境教育アドバイザー、このアドバイザーの中にもSDGsのファシリテーターの資格を持っている方にやっていただいたりして、まず、知識の普及に取り組んでいます。

井上委員 説明もあつたかと思うんですが、24ページの食品ロス削減の推進に要する経費の関係で、冷蔵庫の在庫をチェックとか、期限切れ間近な商品の購入促進とかはどのような形でやられるのかなというのが1点。

もう1点は、レジ袋削減の推進は、レジ袋は5円か何円かお金を取れば、もう推進せんでもそれでびしっと図られるんじゃないですか。どういう方向でやるのかなと思うんですけども、その2点を。

御沓うつくし作戦推進課長 まず、レジ袋の削減ですけれども、確かに7月1日から有料化されます。大分県の場合、平成21年から先行して消費者団体、事業者、行政一体となってレジ袋の無料配付中止をやってきて、今、マイバッグの持参率が84%ぐらいで推移しています。

御指摘のように、もう法令で決まるからいいということではなくて、レジ袋をできるだけ使わない運動は必要かと思います。今、16%の方はレジ袋を依然として購入しているので、そ

こへの呼びかけをやめると、この数字は改善しない。プラスチックごみの削減につながらないということで、引き続き消費者団体や事業者と一緒に、マイバッグ持参100%を目指して啓発していき、ごみの削減をしたいと思っています。

それから、食品ロスですけれども、家庭で発生する食品ロスは、冷蔵庫に眠っている食材が一番多いという調査結果などいろいろありますので、定期的に今日は冷蔵庫の日ですから、各家庭の冷蔵庫の中を点検してくださいと呼びかけていこうと思います。これを一個一個検証することはできませんので、モニターを募集して、モニターの方に取組状況を報告していただきながら、途中で研修などをやって削減率が伸びるかやっていきたいと思っています。

それから、賞味期限間近の商品を陳列棚の手前の取りやすいところに置いて、今日絶対食べる物は手前から取ってください、手前に期限の短い物、奥に期限の長い物を置いています。ただ、奥の残り日数が多いのをよく取る方がいらっしやるので、今日明日食べるんだったら、手前からでも大丈夫ですというチラシやポスターを貼って、スーパーなどと連携して呼びかけていきたいと思っています。

井上委員 本当に実際できるのかなというのが消費者の思いじゃなかろうかな、そこまでお金を使ってやる必要もあるのかなと思うんですけどね。後でまた聞きますので、よろしくお願いします。

森委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

太田委員外議員 委員会資料を見ると、HACCPの令和3年度の完全導入となっていますが、実際、これを取ったらどういうメリットがあるのか。取ったときに店の玄関なりにこれを掲示して、うちの店はHACCPを取った店ですよみたいところまでやるのか。取らなかつたら営業許可を出さないのか。食品営業許可証とHACCPの関係、その辺どういう関係で完全実

施という方向で広めていくのかなというのをお聞きしたいんですが。

櫻山食品・生活衛生課長 食品衛生法の改正で、食品を扱う事業者については、全て令和3年度6月までにHACCPを導入しなければならないとなっています。ただ、HACCPを取ることが営業許可の実質条件ではありません。なので、逆を言いますと、HACCPを取らなかったから営業停止になるというのはありません。

しかしながら、法律でそうやって決まっていますので、今、各地でグループワーク方式でのHACCPの推進をして、許可業者約2万7千のうち8,160、半分弱は済んでいます。今はコロナウイルスの関係で講習会が止まっています。あと、御質問のHACCPを取ったという受講修了証みたいなのものはあるか、ですが、基本的にグループワーク方式を受講していただければ、そこで計画を作りますので一応導入済みとなります。しかしながら、皆さんがやっぱり現場でちゃんとやっているかどうかというのは気になる場所ですので、保健所や食品衛生協会等の監視員にみてもらって、シール等を作って貼ろうかという計画になっています。

森委員長 ほかに委員外議員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終了します。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第32号議案大分県環境基本計画の変更について、執行部の説明を求めます。

御沓うつくし作戦推進課長 議案書227ページ、第32号議案大分県環境基本計画の変更について説明します。

今回は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条に基づき、改訂案について説明するものです。

本計画の改訂にあたっては、昨年11月に環境審議会に諮問したほか、うつくし作戦県民会議に報告し、さらに本委員会で議論いただき、パブリックコメントを含め計160件にわたる多くの御意見をいただきました。これらの内容

を踏まえ、1月22日に環境審議会から答申をいただいたところです。

改訂の概要については、資料4ページの第3次大分県環境基本計画改訂の概要（案）にまとめています。この計画は、さきほど説明した県の長期総合計画の環境政策の部門計画として、令和6年度までを対象期間とするものです。

引き続き5ページの第3次大分県環境基本計画の変更についてをお聞きください。今回の変更の特徴は、プラスチックごみ対策、食品ロスの削減、気候変動対策といった新たな環境課題への対応と、世界共通の目標であるSDGsと本計画の関連性を示したことです。（1）新たな環境課題に取り組むの①プラスチックごみ対策の推進ですが、消費者団体、事業者、行政が一体となったマイバッグの持参や、プラスチック資源の回収、海岸ごみの円滑な処理等を推進します。

②食品ロス削減の推進ですが、30・10運動や、食べきり応援店など、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るほか、食品ロス削減推進計画を策定し、消費者、事業者、行政が連携し、県民運動として食品ロスの削減を推進します。

③気候変動対策の推進ですが、今回の改訂で記述を大幅に増やした気候変動の影響への適応策について、三つの指標、温暖化適応品種の導入割合（ぶどう品種：シャインマスカット）、熱中症一時休憩所設置箇所数、気候変動に関する情報発信件数を追加しました。これにより、計画の推進状況を把握・検証する環境指標の数は、現行の50から53に増えました。

（2）SDGsの反映ですが、SDGsという共通のゴールがあることで、分野の異なる様々な活動を行う個人や団体、企業、行政がつながり、互いの理解を深めることに結びつきます。今回の改訂で、SDGsを踏まえ、環境保全活動を通して地域を活性化するうつくし作戦のさらなる推進、活性化につなげていきます。

資料下段には、主な意見と反映状況を記載していますが、可能な限り、意見を反映しました。

計画の進行管理については、毎年進捗状況を、常任委員会や環境審議会、県民会議へ報告し、

いただいた御意見を環境施策へ反映していきますので、引き続き御指導をよろしく申し上げます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案大分県動物愛護及び管理に関する条例の一部改正について、第34号議案大分県公衆浴場法施行条例等の一部改正について及び第35号議案食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

榎山食品・生活衛生課長 議案書228ページ、第33号議案大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について説明します。資料6ページをお開きください。

1の条例の概要を御覧ください。本条例は人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的に、動物愛護管理に必要な事項を定めており、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき動物愛護管理員が行う具体的な業務についても規定しています。

2の改正の理由を御覧ください。全国的に悪質な動物取扱業者による動物虐待事例や無責任な餌やり・多頭飼育による生活環境が悪化する事例が散見されたことから、国では昨年6月に、動物取扱業のさらなる適正化、動物の不適切な取扱いへの対応強化のため、法改正し立入検査等の権限を追加しました。それに伴い、条例の関係規定を整備するものです。

3の改正の内容を御覧ください。法改正で都道府県知事がペットショップなどの第一種動物取扱業であったものに対して、登録取消し後2年間、動物の不適正飼養等を防止するため立入検査ができることが規定されました。また、不適正に動物を飼養又は保管し、周辺的生活環境が損なわれている場合や、動物が虐待を受けるおそれがある場合に立入検査ができることも規定されました。これらを動物愛護管理員が行う事務として追加するものです。

最後に4の施行期日ですが、改正法の施行日、令和2年6月1日から施行とすることとしています。

次に議案書229ページ、第34号議案大分県公衆浴場法施行条例等の一部改正について説明します。資料7ページをお開きください。

1の概要及び背景を御覧ください。国内におけるレジオネラ症は年々増加傾向にあり、たびたび死亡事例が発生していることを背景として、厚生労働省は浴場におけるレジオネラ症発生防止対策等の科学的知見に基づく指針である、公衆浴場における衛生等管理要領等を昨年9月に改正しました。そのため、レジオネラ症の発生防止対策等について規定している公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の関係部分について、必要な改正を行うものです。

2の改正内容を御覧ください。現行の規定では貯湯槽や浴槽等、主要な設備の清掃・消毒及びジャグジーなどの微小な水滴を発生する気泡発生装置等の管理等について規定していますが、現行の規定に加え、菌の発生源となるリスクの高い配管等の設備に係る構造規定、アルカリ性の湯の消毒に有効性が認められた塩素系薬剤の使用時における基準濃度項目、菌の発生源となり得るその他の設備についての清掃・消毒規定を追加しています。

3の施行期日を御覧ください。施行期日は3か月の周知期間を設け、令和2年7月1日とします。

最後に、4の経過措置を御覧ください。既存事業者については、改正内容のうち、構造に係る規定は施行期日から6か月間は適用しない旨

の経過措置を設けます。

次に、議案書233ページ、第35号議案食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について説明します。資料8ページをお開きください。

まず、1の条例改正の背景についてですが、食品営業を行う際の衛生管理基準は、これまで各自治体が条例を定めて指導を行っていました。平成30年6月に、食の国際化などに対応するため食品衛生法が改正され、食の衛生基準の国際基準であるHACCPが全ての食品事業者に適用されるように制度化されたところです。

HACCPを制度化するにあたり、衛生管理基準を全国一律のものとするため、公衆衛生上講ずべき措置の基準が、昨年11月、新たに厚生労働省令で定められました。

そこで2の条例改正の内容ですが、従来、条例に定めていた食品の営業を行う際の衛生管理基準は、今後、省令による全国一律の基準となることから、当該基準を条例本文及び別表から削除するとともに、条例名を食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例に変更します。

条例の施行は令和2年6月1日ですが、省令による基準の適用は1年間の経過措置があるので、条例についても1年間の経過措置を設け令和3年6月1日とします。

県では、HACCPの完全実施に向けて、今年度より積極的に支援を行っており、2万5,600の許可施設の内、2月末現在で8,136施設が導入しているところです。今後もさらに企業の規模等に応じ、丁寧な取組を行うことで、令和3年5月末までに、全ての食品事業者の導入を進めていきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これ

より採決します。

まず第33号議案について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第34号議案について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に第35号議案について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第36号議案浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

梶原循環社会推進課長 第36号議案浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について説明します。議案書では235ページですが、お手元の委員会資料で説明しますので9ページをお開きください。

1の法改正の趣旨及び条例改正理由ですが、近年の水環境の保全や省エネ化などの社会的要請から、浄化槽の処理性能の向上やコンパクト化に伴う維持管理技術の高度化が進み、適正な維持管理を行う上で新たな知識や実務上の技術の習得が必要となっています。こうしたことから、浄化槽の管理の向上などを目的に、昨年6月に浄化槽法が改正され、改正法では浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されました。

本県では、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めており、この条例を改正し、浄化槽保守点検業者に対して、浄化槽管理士の研修の機会を確保することを義務付ける規定を追加

するものです。

2の主な改正内容ですが、浄化槽保守点検業者が従事している浄化槽管理士に、登録の有効期間である3年ごとに1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けることを義務付けるものです。

3の施行日ですが、改正法の施行日に合わせ、令和2年4月1日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に請願5気候変動に対する非常事態宣言について審査を行います。まず執行部の説明を求めます。

御沓うつくし作戦推進課長 緑色の請願文書表3ページをお開きください。

まず請願の内容ですが、気候変動の危機に関して、県が非常事態宣言を発表することを求めて、F r i d a y s F o r F u t u r e大分から提出されました。

委員会資料10ページをお開きください。まずは、1温暖化防止に向けた近年の国内外の状況です。

2015年にCOP21で採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃より抑える努力を追求するという目標が示されました。

それを受け、国が国連気候変動枠組条約事務局に提出した日本の約束草案は、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26

%削減するとしています。その後、2018年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）1.5℃特別報告書では、1.5℃目標の実現には人為起源のCO2排出量を2050年前後に正味ゼロにする必要があると示されました。

国ではその動きに呼応し、昨年6月にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定し、最終到達点としての脱炭素社会を掲げています。さらに、昨年12月、環境省はIPCC特別報告書を踏まえ、パリ協定の目標達成に向け、2050年温室効果ガス実質ゼロ表明を全都道府県、市区町村に依頼したところです。

表明の方法は様々ですが、今年11日時点で、表明した自治体は80団体となっています。加えて、国はパリ協定の目標達成の最大の課題であるコストを下げるため、今年1月に、具体的なコスト目標等を定めた革新的環境イノベーション戦略を決定しました。

次に、2本県の取組についてです。本県では、これまでも、おおいとうつくし作戦県民会議を組織し、県民一体でうつくし作戦を展開し、各地域で身近な省エネ行動を示す等、地球環境の保全や温暖化対策を行ってきたところです。県民会議の声も踏まえ、温室効果ガス削減に向け、今回改訂する環境基本計画において、温室効果ガス排出実質ゼロに向けて取組を加速という方針を明記しました。この記述は、さきに述べた環境省が進めるゼロ表明を踏まえたものです。

次に、3「気候非常事態宣言」についてです。気候非常事態宣言は、民間団体である国際気候非常事態フォーラムが呼びかけているものです。パリ協定の遵守と、温室効果ガスの削減や吸収に取り組んでいく決意表明で、国内で宣言した自治体は神奈川県、長野県のほか11市町村となっています。

地球温暖化対策は、さきの代表質問の答弁でもあったように、我々にとって逃れられない喫緊の課題と認識しています。このため一人一人が自分のこととして、意識や行動を変えていくとともに、パリ協定の目標達成に向けた国の取組も見据えつつ、温室効果ガス排出実質ゼロに向け、これまで以上に県民、事業者、行政が主

体的に行動し、取組を加速させる必要があります。県では、引き続き、県民総参加のもと、うつくし作戦を進めていきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 質問ではありませんが、今、説明がありましたように、逃れられない喫緊の課題であることは間違いなくて、若い方を中心に非常に関心の高い問題でもあり、災害などの影響も大きいので、これには賛成です。

藤田委員 趣旨そのものは賛成なんですけれども、非常事態宣言をいつ発するかが、ちょうど今、コロナ対策で緊急事態になっている状況の中で、こちらの非常事態ももちろん非常事態だとは認識するんですけれども、当面はコロナ対策での宣言が出るかもしれない環境の中で、今、これを県として出すのはちょっと混乱を招くかなという危惧を持っているんですけど、その辺の認識はどうでしょうか。

御沓うつくし作戦推進課長 県では、ただいまも説明した環境基本計画の改定、これが早速4月には印刷物を作ってホームページなどに載せて県民に広く広報する予定です。その中の表現としては、CO2の排出実質ゼロ表明という形で行いたいと思っています。

羽野委員 時期の問題はあるかもしれませんが、環境基本計画をこうやって変えた。安心・活力・発展プランも一緒に盛り込んだ、県全体で推進していこうということで、インパクトを与える意味では、こういった宣言を使ってこれからの大分県としての姿勢を示していくには、非常に都合がいいんじゃないかなと思います。環境月間とかに合わせればいいかもしれません。意見です。

猿渡委員 時期の問題ですけれども、私は早いほうがいいかなと思いますので、特にコロナの問題もありますし、ほかのいろんな問題もあるんですけれども、それとは別に宣言をすることは特に問題はないと思いますし、早くやるべきだと思います。

森委員長 この非常事態宣言、請願の趣旨等は

私どももしっかり理解しており、必要なことであると認識しています。別府市議会で請願が採択されたこともお聞きしています。

そういう中で、さきほど本県の取組について御説明がありました。本県では全国に先駆けて、うつくし作戦という名称で非常事態宣言のレベルを超えるぐらいの取組を既に行っていると、さきほどのお話から私自身は認識していたところです。

一方で、他の自治体、これから宣言されるところもあると思いますが、既にうつくし作戦という取組の中で、大分県としてはそのレベルまでやっているということで私は認識をしたんですけど、それでよろしいですか。

宮迫生活環境部長 正に今、森委員長がおっしゃったように、我々としては今回知事が冒頭申し上げましたとおり、我々にとって喫緊の課題であるという認識の下に、いろいろな施策を行うことにしており、委員長がおっしゃったような意味で、我々は努力をしていきたい、それには変わりはありません。

森委員長 ありがとうございます。宣言をするようなレベルまでやっていると認識しています。これに関してはまた今後、今の活動と宣言の内容を含めて執行部の中でしっかり研究していただいて、この委員会のメンバーはここで一旦終わりますけれども、次の第2回定例会においてもしっかり県の取組等、説明をしていただかないと。宣言ありきではなくて、そこの議論を深めていくことが必要かなと私は感じたところです。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、ほかに御質疑等もありませんので、これより本請願の取扱いについて協議します。いかがいたしましょうか。（「時期も含めて継続した方がいいんじゃないかなと思います」と言う者あり）

継続の声がありますので、まず、継続審査について諮り、その採決の結果で、次を進めていきたいと思っています。これがルールですのでお願いします。

今、意見が1名から出ましたので、まず、継続審査で諮ります。本請願については、継続審査とすべきものと決定することに御異議はありますか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 異議ありということです。

続いては、異議がありましたので、次に採択でこの案件について諮ります。

本請願については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

濱田副委員長 さきほどの委員長の意見、それから、県の取組、結局、最終的には県がこれをちゃんと採択を踏まえてどうするかという問題ですので、その辺、改めてもう一回、県の基本的な考えはどうかをお聞きしたい。

森委員長 では、採択の前にもう一度、部長から。

宮迫生活環境部長 繰り返しになりますけれども、気候変動が我々にとって喫緊の課題であるというのは間違いないと思っています。それに基づいて、私どもとしてもできることをすべき、特にこういう気候変動の防止に関しては、我々自身の生活にすごく影響するものだと思います。ということは、やっぱり県民一人一人が意識をどう変えるかという部分が一番重要です。そういった意味で、大分県としてはうつくし作戦県民会議を開いて、広く県民の方に部会まで設けて議論をしていただきます。それがなければどういうやり方、どういうことを言ったとしてもなかなか難しい問題だと思っています。我々は今やっていることをしっかりやっていく、これに尽きるのではないかと考えています。

土居委員 正におっしゃるとおりで、よく環境問題の話になると、地球に優しい暮らし方をしましょうとかいう言葉がありますけれども、地球は全然痛くないんですよ。私たち暮らしている人間が痛いので、私たち一人一人の暮らしを変えていこうよと皆さんにそれぞれ訴えかけるいい機会だと思っています。

森委員長 それでは、ほかによろしいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、再度採択に関して諮りま

す。

さきほど異議ありとの御発言もありましたので、一応確認のために挙手採決をします。

本請願について、採択とすべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

森委員長 全員賛成です。それでは、本請願について採択すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に付託外案件の審査に入ります。陳情8及び9について、執行部は説明をお願いします。

石松県民生活・男女共同参画課長 それでは、陳情8テクノロジー犯罪の撲滅について及び陳情9嫌がらせ犯罪の撲滅について、一括して説明します。お手元のピンクの陳情文書表1ページから4ページを御覧ください。

県では、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、警察本部や防犯協会等関係機関と連携し、県民の防犯意識の高揚を図っています。

具体的には、安全・安心まちづくり県民大会や防犯ボランティアを対象とした研修会の開催、県民、事業者等による地域の防犯パトロールや、ながら見守りなど、犯罪の被害に遭いやすい子どもや女性等の安全の確保のための自主的な活動の推進、道路や公園の明るさの確保など犯罪の防止に配慮した環境の整備などに努めています。

この陳情に対する意見はありません。

森委員長 以上で説明は終わりました。この陳情について御意見等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これをもって意見聴取を終了します。

次に執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

時間が押していますので、諸般の報告①から④について、一括して説明をお願いします。

御沓うつくし作戦推進課長 お手元の委員会資

料の11ページをお開きください。第3次大分県環境教育等行動計画の策定について、報告します。

資料左上の第1章2計画の位置づけに記載のとおり、この計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に定める行動計画であり、さきほど説明した第3次大分県環境基本計画の環境教育等に関する個別計画として策定するものです。

3計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。

次に、第2章計画の目指す方向として、1計画の目標は、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来へ継承するため、地域と地球環境の未来づくりに意欲と能力、行動力を持つ人材の育成とし、2計画の基本的な考え方として、環境教育を推進する方向性などについて掲載しています。

資料右の第3章施策の展開では、大きく二つの具体的な施策に分けて掲載しています。まず、I環境保全のための力を育む教育の推進では、環境教育を進める上で必要となる人材の育成や、多様な場における環境教育の機会の創出など、これまでも進めてきた取組を継続実施していくこととしています。

次のII未来を創る力を育む教育の推進では、SDGsを踏まえ、持続可能な開発のための教育(ESD)を取り入れた環境教育を推進するための取組を掲載しています。

次に、左下の第4章計画の推進のためには、学校や地域社会、県や市町村など、それぞれの主体に求められる役割を掲載しています。

最後に、第5章行動計画の推進・進行管理では、本計画の推進体制として、教育委員会や学校、おおいとうつくし作戦県民会議と連携し、環境教育を効果的に推進していきます。また、毎年度、取組の実施状況を把握し、行動計画の進行管理を行うこととしています。

藤本審議監兼人権・同和対策課長 資料の12ページをお開き願います。

大分県人権尊重施策基本方針は、前回の平成27年の改定後、部落差別解消推進法をはじめ

とする差別解消3法の施行などによる人権を取り巻く状況の変化や、平成30年に実施した県民意識調査の結果等を踏まえて改定するものです。

新たな基本方針には、部落差別に関する初めての法律である部落差別解消推進法の施行に伴って、同和問題という表記を部落差別問題に変更するとともに、性的少数者の人権問題については、これまでの様々な人権問題の中から独立し、新たに分野として取組を強化することとしています。

昨年9月の常任委員会での報告の後、県民向けパブリックコメントを実施して提出された意見や、審議会における有識者の意見等を踏まえた改定を行っています。

資料のマル審は人権尊重社会づくり推進審議会で出された意見、マルパはパブリックコメントで出された意見を反映したものです。

この基本方針は本年4月に改定し、これを踏まえて、引き続き差別のない、人権が尊重される社会づくりを推進していきます。

河野防災対策企画課長 南海トラフ地震の多様な発生形態への取組について説明します。資料の13ページを御覧ください。

まず、1の多様な発生形態と臨時情報についてです。国は、昨年3月末に半割れなど、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に自治体等が取るべき防災対応について、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインを公表しました。資料の右側の図のように、この半割れが発生した場合には、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されますが、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない、いわゆる津波等で30分以内に30センチメートル以上の浸水が生じる地域については、1週間の事前避難の要否を検討することとなっています。

今回、その事前避難の検討に必要な地震発生から30分以内に30センチメートル以上浸水する地域の調査結果が出ましたので報告します。2の30分以内30センチメートル以上浸水予

測調査についてを御覧ください。

県内の海岸を有する12市町村を調査したところ、大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、姫島村、日出町の9市町村が浸水し、佐伯市では住家や事業所等が浸水する地域があります。佐伯市以外の市町村については、海に隣接する標高が低い土地では、地震により地盤沈下が発生し、浸水する箇所がありますが、住家や事業所等は浸水しません。

お手元にお配りしている浸水予測図の2ページをお開きください。佐伯市蒲江の浸水予測図です。

水色の部分が、後発地震発生後20分から25分以内に、青色の部分が25分から30分以内に、30センチメートル以上の浸水が生じる地域となります。なお、灰色の部分は30分以降に30センチメートル未満の浸水がある地域です。

次に20ページをお開きください。大分市坂ノ市の浸水予測図です。図面中央の丹生川の河口付近に紫色の部分があります。これは、後発地震発生直後に、沿岸部の標高が低い部分で地盤沈下が発生して浸水が生じる箇所ですが、住家が存在しない地域です。

最初に御覧いただいた資料の3になりますが、浸水予測調査と合わせて、南海トラフ地震臨時情報発表時の課題等について、沿岸部住民の意見をいただくことを目的に佐伯市と共同でワーキンググループを全3回開催しました。30分以内に30センチメートル以上浸水する地域の災害時要配慮者は事前避難が必要などの意見をいただいたところです。

次のページを御覧ください。4の南海トラフ地震防災対策推進計画の修正についてです。今回の計画の修正は、南海トラフの想定震源域内で最初に半割れがおき、その後、いつ発生するか分からない後発地震に対して、住民や市町村、県がどのような対応を行うかを反映させたものです。

(1)の基本方針として、住民生活が必要以上に萎縮することがないように、①人命優先と日

常生活維持のバランスのとれた対策を講じることと、②県民の意見の反映ということでワーキンググループの意見を十分尊重したいと考えています。

次に(2)の主な修正内容ですが、これまでの南海トラフ推進計画に、新たに赤字の第3章時間差発生等における円滑な避難の確保等を追加し、臨時情報発表時の対応等について記載しました。記載した主な項目は右側の①事前避難対象地域の設置と②臨時情報(巨大地震警戒)発表のときの対応になります。①事前避難対象地域については、後発地震発生後30分以内に30センチメートル以上の浸水が生じる地域を対象とします。また、②臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際の対応として、住民の対応については、事前避難対象地域(後発地震発生後30分以内に30センチメートル以上の浸水が生じる地域)の避難行動要支援者(災害発生時又は災害が発生する可能性がある場合に自主避難が困難な人)は1週間避難を継続することとし、それ以外に地震に対して不安を感じる住民も自主避難することとしています。

市町村の対応については、避難情報を発令し、避難行動要支援者に避難を求めるほか、不安を感じる住民の自主避難者も受け入れる。また、避難所を確保し、必要な食料や日用品を確保することとしています。

県の対応ですが、市町村が行う避難所や、食料・日用品の確保を支援するとともに、県民に冷静な対応と地震への備えを再確認するよう、報道機関やホームページなどを通じて広報を行うこととしています。

今後は、この計画を基に、日田市・玖珠町を除く各市町村が南海トラフ地震防災対策推進計画を修正することになりますが、県としても市町村の取組に対し、しっかりと支援していきます。

最後に5の今後の取組についてですが、南海トラフ地震防災対策推進計画を来年度開催の県防災会議にて、地域防災計画に反映します。

橋本自然保護推進室長 お手元に配付している冊子を御覧ください。

昨年の10月31日から11月5日にかけて開催した第10回日本ジオパーク全国大会2019のおいた大会の報告書を作成しました。県内外から、延べ5千人を超える参加をいただき、高い評価をいただきました。ありがとうございました。

次に、お手元に配付しているチラシを御覧ください。第5回「山の日」記念全国大会を今年8月10日から12日の期間にくじゅう連山の麓、九重町等で開催します。記念式典や歓迎フェスティバル、エクスカッション等を通じて、山の魅力に加え、山の恵みである温泉など大分の豊かな自然を全国にアピールしていきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 南海トラフ地震の防災計画に関してですけれども、要支援者、障がいを持つ方々の意見をしっかりと反映していただきたいと思っておりますので、要望しておきます。よろしく申し上げます。

森委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

予定していた案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、これをもって生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

〔宮迫生活環境部長挨拶〕

森委員長 ありがとうございました。

せつかくですので、今年度末で御勇退される望月理事兼審議監から、御挨拶をいただきたいと思います。

〔望月理事兼審議監挨拶〕

森委員長 ありがとうございました。それでは

これで生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後0時40分休憩

午後1時15分再開

森委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。これより、病院局関係の説明に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

商工観光労働企業委員会から合い議のあった第37号議案大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 第37号議案大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について説明します。議案書では237ページになりますが、説明はお手元の委員会資料で行います。資料の1ページをお開きください。

まず、1改正の理由ですが、地方自治法において、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が第243条の2として追加されることになりましたが、改正前の法律にあった第243条の2が、同じ内容のまま第243条の2の2に改正される条ずれが生じています。

この条ずれの部分を、企業局が所管する大分県公営企業の設置等に関する条例及び病院局が所管する大分県病院事業の設置等に関する条例で引用していることから、2条例改正の内容のとおり規定の整備を行うものです。

また、3施行期日については、地方自治法の一部改正の施行日とあわせて、令和2年4月1日から施行したいというものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第13号議案令和2年度大分県病院事業会計予算について執行部の説明を求めます。

田代病院局長 第13号議案令和2年度大分県病院事業会計予算について説明します。議案書では72ページからになりますが、本日はお手元にお配りしている令和2年度病院局予算概要に沿って説明します。それでは、資料の1ページをお開き願います。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要です。一般会計から病院事業会計への負担金は、表の事業概要欄の病院事業会計負担金のとおり13億2,820万7千円で、前年度と比べて3億1,529万円の増額となっています。増減要因としては、精神医療センターの運営に要する経費負担の増などです。

2ページをお開き願います。病院事業における元年度当初予算との比較の概略です。上段の収益的収支予算ですが、2年度の単年度損益は8,900万円の黒字予定で、元年度と比較すると減益となる見込みです。

下段の資本的収支予算については、精神医療センター本体工事の完成などに伴い、収入、支出とも、元年度と比較して減額となります。

3ページを御覧ください。2年度予算の概要を千円単位で記載しています。まず、収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について説明します。

左側の表ですが、医業収益は、入院収益、外来収益などの合計です。入院、外来患者数や、単価については、元年度決算見込みを基に算定しています。これに、医業外収益、特別利益を加えると、病院事業収益は、右の表の一番下の合計欄のとおり188億6,939万1千円です。

次のページをお開きください。(2)病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計の欄のとおり187億8,023万9千円です。

次に、5ページを御覧ください。資本的収入及び支出についてです。(1)の資本的収入は、左の表に掲載している企業債、負担金及び補助金で構成され、合計11億8,517万9千円です。また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費と企業債償還金及び他会計からの借入金償還金で構成され、合計22億413万6千円です。

なお、2年度はMRIの更新や、大規模改修2期工事を予定しています。

次のページをお開きください。令和2年度予算のうち、県立病院精神医療センターの開設後半年分について説明します。3の(1)病院事業収益、また右の表(2)病院事業費用ともに3億5,431万2千円です。

なお、収益、費用ともに同額ですが、一般会計からの負担金を除くと、半年で約2億円の赤字となる見込みです。また、4の資本的収入及び支出のうち、(1)の資本的収入は1億8,881万6千円、右の表(2)資本的支出は2億4,133万8千円です。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

濱田副委員長 ここ2、3日、コロナの感染者数が今の発表では21名ですが、なかなかどういう展開に今後なるか分かりませんが、コロナウイルスの関係が今説明のあった病院の収支にどんな影響を与えるのか。例えば、患者が増えるとか、あるいはずっと減っていくとか、その辺の予測はどう考えているのか、お伺いします。

田代病院局長 濱田副委員長から今後の病院運営に対する新型コロナウイルスの影響について御質問いただきました。

今、副委員長が言われたように、感染の蔓延

状況ですとか、そういうので種々状況は変わってくると思いますけど、我々が今一番懸念をしているのは、いわゆる病院の機能を縮小せざるを得ない状況に陥る場合がある。場合によっては、考えていかなければならないと思っています。そうなりますと、もちろん収益は落ちますので、見込みよりも落ちる可能性は否定できないと考えています。これは収益だけではなくて、県民の生命と健康を守るために県立病院はあると思っていますので、そこら辺は、どこまで感染と機能維持のバランスを取りながら運営していくのか、慎重に考えていきたいと思っています。

濱田副委員長 県立病院はもちろん県内の医療の中心的な機関でありますけれども、なかなかこれはどの辺でどうなるという予測が今、全く立たないので、その辺は病院にとっても、我々にとっても、認識はあんまり差がないんじゃないかなと感じます。中核の病院として今からの広がり方、あるいは何とか食い止めていける等、その辺の今の見通しと言いますか、今の段階の見通しというのはどんなふうに思っていますか。

田代病院局長 何かエビデンスと言いますか、根拠を持ってそれに応えるだけのものが今、県も含めて、全世界的にないと思っています。ですから、今県病としては、感染対策を万全に行った上で、病院の運営を行っていくとお答えする以外はないかなと思っています。（「頑張ってください」と言う者あり）ありがとうございます。

森委員長 本日は、後ほどコロナ対策に関しては報告をいただきます。特に、病院局予算に関して、直接関係あることも、関連でも結構ですけども。

藤田委員 日頃から新型コロナウイルス感染症患者の方への献身的な対応、本当にありがとうございます。

新型コロナで入院されている方の入院費とか治療費というのは、財政的な枠組みというのは今どのようになっているんでしょうか。

それともう1点、看護師の方が感染されていますけれども、これは労災の適用になるんでは

ようか。

笹原医事・相談課長 コロナの関係で入院されている患者の入院費とか、その関係については、公費で負担されるので、自己負担分に対して全額公費の負担があります。なので、保険適用の分と自己負担分については公費適用になるので、入院されている患者は特に自己負担はないと聞いています。

波多野総務経営課長 職員の労災については、地方公務員災害補償制度がありますので、もし職員がそういう治療に入れば、そちらで対応していくことになると思います。公務災害という形になると思います。

土居委員 今年度から地域連携について形を変えてやっていますよね。1階に一室を設けて。その地域との連携を取っていこうと思って、うまくいかないところとかあったら教えてもらいたいなど。

新年度、どのようにそれを克服していこうとされているのか、何か課題があったら教えてください。

玉井副院長兼看護部長 今年度は患者総合支援センターというのが出来上がり、そこに地域連携と入退院と相談という三つの機能がしっかりと出来上がりましたので、患者がワンストップで入院の前から退院まで支援が充実できるようになったというところです。

現在のところ、地域連携も入退院もかなりスムーズに進んでおり、入院前から準備ができるようになりましたので、今のところ大きな課題というのは、認識をしていません。来年度の課題としては、地域連携をもっとよりスムーズにということになります。今度の診療報酬改定でも、特に入退院を入院時から多くの情報を地域連携で集めて、そして、よりスムーズに患者につなげていくということで、入院前にお困りの情報を早く察知するというシステムをもっと早くスムーズにやっていきたいなと思っています。

2点目が、精神医療センターができますので、この精神科の患者の問題を同じような形で、いかに身体科と精神科で融合させていくかということが課題かなと思っています。

土居委員 ぜひよろしくをお願いします。

猿渡委員 精神医療センターのことで一つ教えてください。

身体の病気と併せ持った方が対象ということなんですけれども、いろんなケースがあって、精神の病気の方、大変難しいケースもあるかと思うんですね。身体の病気はないんだけど、ちょっとほかの病院でなかなか受け入れてもらえないとか、そういう場合にも県病のセンターの対象になるのかどうか教えてください。

井上病院長 身体合併症がない精神科の患者に対しても、もちろん受け入れるつもりです。特に受け入れる部分に関しては、既存の民間の精神医療施設では困難な夜間、祭日、あるいは措置入院には至らないその一步手前の保護的な入院、こういったものについても想定しています。

簡単に言いますと、現在の施設で入院加療が難しい方を受け持たなければいけないという想定をしています。

森委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予定の案件は終わりましたが、この際何かありませんか。

井上病院長 それでは、新型コロナウイルス感染症の患者の現在の状況等について御説明申し上げます。

これに関しては、委員の皆さん御承知のように、県立病院は、本来的に言えば、コロナ感染症だと確定していて、入院加療が必要とされる方を専用の病床に収容して入院する。これまでも6例はそういう形で受け入れてきたわけです。

ところが、今回は先週、大分医療センターでクラスター的な発生が出始めました。ということで、私どものところで大分医療センターに関係した患者はいないかどうか、つまりコロナウ

イルス感染症として受け入れていない方でそういう方がいないか確認したところ、神経内科にも一人いました。その方がひょっとしたらということで、違う病気で来られているわけですけども、どうも曝露された可能性があるという情報があり、PCR検査をしたところ陽性でした。そして、その患者の入院の際に外来で担当した看護師が3日後に発熱していましたので、この方も疑いがあるということでPCR検査をしました。その結果、この方も陽性でした。

ということで、本来の陽性患者として受け入れるという流れではないところで発生しました。これは院内に広がる可能性があるということで、曝露の状況の情報その他を検討するということで、まず神経内科の患者に対応、担当した看護師、医師、それから外来の看護師と接触、曝露した可能性のある職員、看護師、患者、医師、これに関して、曝露の程度に応じて検査を進めるという手順で進めています。

現在のところは、その情報だけで全てここまでができる、ここまでは安全というのはなかなか判断できません。そういうことで、ある程度疑いがあるところを制限かける、濃厚の疑いがあるところを制限かけるということで、今朝から神経内科の外来は閉鎖すると。それから、神経内科の医師が受け持った可能性のある、受け持った患者のいる病棟に関しては、新たな患者の受入れはしないこととしました。

外来は神経内科以外は通常通りやるということで制限をかけました。ここで、一言申し上げたいのは、PCR検査という名前をよく聞くと、ここで誤解を招かないように申し上げますけれども、PCR検査というのは万能ではありません。陽性であるときに初めて対応が明確になります。つまり患者であると分かります。ところが、陰性であるということが分かったとしても、これは完全な免罪符ではありません。これを検査だけで間違いなく陰性だと言うためには、潜伏期間、毎日連続して検査を行う必要があります。潜伏期間は14日間と言われているので、毎日やるとしたら、14回やらないといけないということになります。これは極

めて非現実的です。

したがって、私どもの考えは、曝露の程度、状況、これによって危険性がどれくらいあるかとその状況を踏まえた上で、PCR検査の優先順位をつけた上で行うと。その中で、陽性を確認した方に関しては、きちんとした対応をする。PCRを1回だけやれば、これで免罪符を得られるというわけではないので、非常に難しいところがあることを分かっていたいただきたいと思います。

ある一部では、全員やればいいんだという考えをお持ちの方もおられるかと思えますけれども、全員を14日間やるということになりますので、大変なことになります。これは現実的ではないということで、県立病院では今言ったような対応でやっています。

今後のもう一つのファクターは、時間が過ぎていけば安全が一つずつ確認できるということです。したがって、一日一日安全な人が増えていく可能性がありますので、制限している診療を少しずつ解いていくことを考えています。これは、毎日毎日検討しながらやっていきたいと考えているところです。

もう一つ、診療を制限しているところは、実は呼吸器内科が主に新型コロナウイルス感染症と確定した方の入院治療を行っています。さきほど申し上げた2名を加えて、現在8名が入院しています。この8名の治療にあたっていますので、通常の呼吸器内科の外来診療は制限せざるを得ないということで、かなり制限してやっています。これはやむを得ないところです。

さきほど局長が申し上げたように、県立病院は基幹病院としてほかの医療施設には代替してもらえないような医療をやっています。この医療に関しては、当然危険度がある程度除外できるという判断がある限りは続けていくということでないとい医療崩壊が起こります。こういう考え方の下に、継続と制限をぎりぎりの線で図っていききたいと考えているところです。

森委員長 病院長から丁寧な説明ありがとうございました。

また、最前線で今、県立病院の方には頑張っ

ていただいている状況も分かっています。今日の審査時間、あと5分程度なんですけれども、特別、皆さんからお聞きしたいことがありましたら、よろしくお願ひします。

土居委員 今、8名入院されているということなんですけれども、もともとコロナウイルス感染症患者の受入れ可能病床数は大分県では40床だったのが100床になったんですが、県病ではベッド数が増えたのかどうかについてお伺ひします。

井上病院長 もともと指定感染症の病床は12床です。今、残り4床ですけれども、そこは実を申し上げますと、重症の方用はあと2床、比較的中等度以下であれば残りということになりますが、ほかの指定感染症病床では受け入れられない重症がいつ入ってくるか分からないので、そこはある程度空床が必要です。

それから、福祉保健部主導で一般病床の使い方について他施設が参加できるかどうかの検討を行ったようです。赤十字病院と大学病院がこれに手をあげると聞いています。そういうところに中等症以上の方が入院する、それから、ほかのところにも軽症を回すという考えもあると聞いています。県立病院は、とにかく重症を受け入れる病床を残すという考えでやりたいと思っています。一般病床の開放に関しては、今のところ考えていません。

土居委員 分かりました。ありがとうございます。

猿渡委員 本当にお疲れさまです。

大分医療センターで、看護師が体調不良となった後も勤務されていたということから、勤務をぎりぎりの人数で回していたんじゃないかと気になります。県病は、やはり休まないといけない人が出てきたりという中で、勤務体制はぎりぎりではないのか、夜勤は月に何回程度なのか、年休の消化状況はどういう状況なのか。その辺である程度の中身が見えるかと思うので。

玉井副院長兼看護部長 まず、看護師の勤務がぎりぎりではないかということですが、その前に、まずは健康状態ですけれども、毎日、職員が勤務前に必ず体温を計って来るんですけれど

も、朝のミーティングのときにもう一度健康チェックをしています。もし、自宅で発熱した場合は、電話で今日は出勤しないと報告することになります。それを朝の師長全員が集まるミーティングの中で、全体で共有しており、職員の家族の健康状況まで全て把握できるようなシステムになっています。

さらに、当日の各部署の勤務状態に配慮しており、職員の勤務や患者の状況によって、お互い応援に行くという体制を取っていますので、勤務状況がぎりぎりということはありません。また、三養院も今、7名体制で対応しています。健康状態が悪い看護師を勤務させることは極力と言うか、絶対ないような形にしています。

（「夜勤」と言う者あり）

夜勤は、診療報酬上も72時間以内と基本的に決められているんですけども、大体70時間未満、平均8回で勤務を組むようにしています。

また、年次有給休暇は、1年間で8から9日取っていますけれども、全員最低5日は取得できています。

羽野委員 PCR検査なんですけれども、現在、検体採取から判定結果が出るまでの時間、どの程度かかるんでしょうか。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 大体、朝9時からの検査で、午前中出した分については、おおむね1時までに出ているので、4時間ぐらいで出るんじゃないかと。陰性の場合は少し早めに出ます。

井上委員 感染している可能性がある人と接する場合、防備するんだけど、最初やったとき、防備体制というのは十分していなかったのかな。ショックなのは、やっぱり看護師とか医者とかが感染したこと自体が私たちは不思議でなんのですよね。

防備の体制は、十分できていたんですかね、そのときは。どうなんでしょう。

井上病院長 神経内科の患者に関しては、さきほど申し上げたように、診療連携で大分医療センターから来られたわけです。そのときの医療情報では、違う病名がついていて、その治療で

来ていました。医療センターで院内発生が起きているという情報が後になって来たわけです。御本人を見て、これは新型コロナウイルス感染症の状態が疑われるという状況じゃなかったと思っています。

したがって、これは医療の限界ですし、情報はなかったし、その場の状況もそういう疑いを持たなかったのも、やむを得ないことではないかと私は思っています。

森委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

〔田代病院局長挨拶〕

森委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される財前会計管理課長から御挨拶をいただきたいと思えます。

〔財前会計管理課長挨拶〕

森委員長 ありがとうございます。それではこれで病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

森委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、時間の関係で、諸般の報告④新型コロナウイルス感染症への対応についてを諸般の報告の最初に行い、その報告以降は伊東審議監や藤内健康づくり支援課長をはじめ、コロナウイルス関連の記者会見等に対応される方は退室していただいて構わないと考えていますが、委員の皆さま、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 ありがとうございます。それではそのように進めます。

初めに合い議案件の審査に入ります。まず、総務企画委員会から合い議のあった第17号議

案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について及び第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

北村薬務室長 委員会資料の1ページをお開きください。第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。議案書は194から196ページですが、委員会資料で説明します。

大分県の事務処理の特例に関する条例は、地方自治法に基づき、知事の権限に属する事務について市町村長に権限移譲を行うものであり、覚せい剤取締法に基づく事務については、保健所設置市である大分市に移譲しています。

上段の法律改正の枠内、覚せい剤取締法の一部改正の概要を御覧ください。覚せい剤取締法の一部の改正に伴い、①のとおり、覚醒剤の「せい」の表記が、従来の平仮名から漢字に改められます。また、②のとおり医薬品である覚醒剤原料を施用された患者が亡くなり、これを相続した等の場合に、当該医薬品である覚醒剤原料を薬局、病院等に譲渡することが可能となります。そのため、本条例においても①について覚醒剤の表記を改めるとともに、②のとおり薬局、病院等が医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合等の届出について、大分市内の薬局、病院等からの届出の受理に係る事務を追加して移譲するものです。

なお、施行は、法律の施行日である本年4月1日としています。

続いて、資料の2ページを御覧ください。第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。議案書は203から218ページですが、こちらも委員会資料で説明します。

さきほど申し上げたとおり、覚せい剤取締法の一部の改正に伴い、覚醒剤の「せい」の表記が、従来の平仮名から漢字に修正されることから、本条例においても別表第三の覚せい剤関係事務の項にある「覚せい剤」の語句を漢字表記に修正するものです。

なお、施行は、法律の施行日である本年4月1日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて採決します。

まず、第17号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので 本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に第23号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので 本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、総務企画委員会から合い議のあった第25号議案大分県長期総合計画の変更について及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてのうち、福祉保健部関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 第25号議案大分県長期総合計画の変更及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定のうち、福祉保健部関係部分について説明します。

全体の概要については、既に生活環境部から説明しているので省略します。

議案別冊大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（改訂案）を御覧ください。前回お示しした素案から、変更点が1か所あります。

16ページをお開きください。パブリックコメントでは、多胎児家庭に対し、産前産後にわたるきめ細かな支援を求める意見があったことから、主な取組の④子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援の3ポツ目の文末に、多胎児を持つ親への育児支援の充実を追加しています。多胎育児は特に、母親の負担や孤立の防止として、身近な支援者の存在が不可欠であるため、多胎児の親同士が互いに悩みを打ち明け合う交流の場づくりや継続的な家庭訪問など、今後も市町村と連携し、きめ細かな支援を行っていきます。

続いて、議案別冊第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の5ページをお開きください。

本計画においても、さきほど説明した大分県長期総合計画の変更箇所と同様、主な取組の④子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援の2ポツ目の文末に、多胎児を持つ親への育児支援の充実を追加しています。

そのほかの意見として、それぞれの計画に対して計68件もの御意見をいただきましたが、既に素案に盛り込まれている内容について、施策や事業を実行する上での個別具体的な御意見がほとんどでした。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

土居委員 生活環境部でも同じことをお願いしたんですけれども、例えば、ひきこもりとか発達障がいとか言うと、生活環境部でもありますし、教育委員会でもあります。それぞれの部署が連携し合って、しっかりと情報を共有して対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

森委員長 ほかに委員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、こ

れより、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて採決します。

まず、第25号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので 本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に第26号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので 本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。次に、付託案件の審査に入ります。まず第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係部分について、第3号議案令和2年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について及び第4号議案令和2年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、一括して執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 福祉保健部で御審議いただく予算議案は、第1号、第3号及び第4号の合計3議案です。説明は、お手元の冊子福祉保健部予算概要を使って行います。3ページをお開きください。

まず、(1)一般会計ですが、当部に関する予算総額は、表頭の左から2番目、予算額(A)の福祉保健部①の計欄のとおり1,036億4,199万4千円です。これを表の右側元年度7月現計予算額(B)と比較すると25億6,607万8千円、率にして2.5%の増となっています。この主な理由としては、高齢化の進行に伴う介護給付費の増や、国の幼児教育無償化の影響等に伴う社会保障関係費の増な

どによるものです。

続いて、4ページを御覧ください。(2)特別会計ですが、当部所管の国民健康保険事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計等について、予算額(A)の計欄のとおり1,196億5,411万7千円を計上しています。

なお、今回の予算に係る重点事業等については、13日(金)の予算特別委員会にて説明しましたので、本日はそれ以外の主な事業と、債務負担行為の内容について、担当課室長より説明します。御審議のほど、よろしく申し上げます。

幸福社保健企画課長 19ページをお開きください。事業名欄2番目の地域の健康づくり支援事業費646万円です。

この事業は、健康寿命の延伸に向けて、地域ごとの健康課題に応じた対策を強化するため、市町村が行う運動習慣の定着や肥満・減塩対策の推進等、生活習慣の改善に向けた取組に対し助成するものです。

藤内健康づくり支援課長 40ページをお開きください。下段の結核地域医療体制強化事業費2,202万8千円です。

この事業は、早期診断と確実な治療により、結核の蔓延を防止し結核罹患率を低下させるため、結核診療に精通した医師の養成を行うとともに、地域の医療機関に対する診療支援を行い、地域での結核医療体制の充実を図るものです。

一つ目の二重マルでは、結核診療医師の養成、確保を大分大学医学部に委託し、各地域の結核モデル病床等を有する医療機関に呼吸器専門医を配置します。

また、二つ目の二重マルでは、地域の結核モデル病床を有する医療機関等に対して診療支援等を行う結核診療支援センター(仮称)を西別府病院に設置します。

次に、51ページをお開きください。上段のみんなで進める健康づくり事業費2,894万5千円です。

この事業は、健康寿命を延伸させるため、県民自らが主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成するとともに、経済団体や保健医療福祉団

体、報道機関等で構成される健康寿命日本一おおい創造会議をプラットフォームに、多様な主体と協働して県民誰もが健康的な生活習慣を実践できる社会環境を整備し、健康寿命日本一を目指すものです。

二つ目の二重マルでは、うま塩ともっと野菜をそろえた、健康でおいしい食事を選べる機会の拡充を図るとともに、三つ目の二重マルでは、働く世代の健康づくりを一層推進するため、心と体の職場環境改善アドバイザーを養成し、健康経営事業所のさらなる取組を支援します。

続いて、52ページを御覧ください。下段の障がい者等歯科医療推進事業費1,084万9千円です。

この事業は、在宅歯科医療を推進するため、訪問歯科診療マニュアルを作成するとともに、障がい児者に対する歯科医療の充実を図るため、高次歯科診療施設の運営に対し助成するものです。

二つ目の二重マルについて、障がい児者を診療する高次歯科診療施設は、通常の歯科診療に比べて一人当たりの診察に要する時間が長くなり、収支が安定しないことから、その継続と充実を図るため運営費を助成します。

黒田高齢者福祉課長 62ページをお開きください。下段の福祉・介護人材確保対策事業費6,202万4千円です。

この事業は、福祉・介護人材を確保するため、参入促進や離職防止、生産性向上などの取組を実施するものです。

一つ目の二重マルでは、おおいの高齢者いきいきプラン(第8期)の策定に向けて、介護事業所・従事者の実態調査を実施し、介護人材確保に向けて関係者と連携した取組を検討します。

また、三つ目の二重マルの2番目のポツでは、介護職員の業務負担軽減につながる介護補助職の導入を促進するため、介護業務の見える化、切り分け手法案を作成し、県内の4事業所でモデル的に業務の切り分け等を実施するとともに、その成果を元に大分県版業務の切り分けシステムを構築します。

次に、64ページをお開きください。上段の

外国人介護人材確保対策事業費 3, 298万4千円です。

この事業は、県内の介護人材不足に対応するため、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる取組を行います。

二つ目の二重マルでは、外国人介護人材の介護技能、日本語能力等を向上させるため、介護職種における技能実習生等に対して集合研修等を実施するとともに、技能実習生等の円滑な受入れを支援するため、受入施設、事業所にアドバイザーを派遣します。

また、三つ目の二重マルでは、外国人介護人材を受け入れる施設に対し、受入れに要する経費を助成します。

次に、65ページをお開きください。中段の地域介護予防活動推進事業費 314万円です。

この事業は、要介護状態への移行等を防止するため、市町村の行う地域に根ざした高齢者の運動・認知機能の低下を防ぐ活動を支援するものです。

一つ目の二重マルでは、専門職と連携を図りながら、自身の身体機能等の状況を見える化するチェックリストを作成し普及を図ることで、地域住民が主体的に取り組む介護予防活動を支援します。

また、二つ目の二重マルでは、例えば、介護事業所など、高齢者の地域での多様な活躍の場を創出し高齢者に紹介することで、社会参加による介護予防の展開を図ります。

御手洗こども未来課長 85ページをお開きください。下段のおおいた子育て応援スクラム事業費 1, 896万3千円です。

この事業は、地域全体で子育てを応援する環境を創出するため、子育て力の向上につながる出前講座の開催、地域の子育て応援活動団体への助成、おおいた子育て満足度日本一推進県民フォーラム等を行うものです。

一つ目の二重マルでは、子育て応援活動リーダー養成事業として、各地域で子育て応援活動を担う団体を充実させるため、地域の子育て応援活動、団体運営の中核となる人材を育成する連続講座を実施します。

また、二つ目の二重マルでは、子育てパパのコミュニティづくり推進事業として、子育て参画に関心のある父親を対象とした講座を地域子育て支援拠点で実施し、男性の子育て参画推進リーダーの養成と父親コミュニティづくりを推進します。

二日市障害福祉課長 107ページをお開きください。上から3番目のカード型障がい者手帳導入事業費 1, 451万8千円です。

この事業は、障がい者の社会参加を促進するため、障がい者の希望によりカード型手帳を発行できる体制を整備するものです。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各システムの改修を行うとともに、受付窓口となる市町村との調整等を行い、今年の秋頃からカード型手帳を発行する予定です。

渋野障害者社会参加推進室長 113ページをお開きください。上から2番目の国際車いすマラソン大会開催事業費 6, 926万円です。

この事業は、東京2020パラリンピック開催を好機と捉え、障がい者のスポーツや芸術文化活動のさらなる促進による共生社会の実現に向けて、国際車いすマラソンの第40回記念大会を開催するものです。記念大会では、障がいの有無にかかわらず参加できるイベントの開催や、大会とあわせた障がい者芸術の魅力発信、SNSを活用した記念大会の情報発信等を行います。

御手洗こども未来課長 債務負担行為について説明します。お手元の議案書 18ページをお開きください。

一番上の6番おおいた子育てほっとクーポン活用事業ですが、期間は令和2年度から5年度までで、限度額は6, 405万6千円です。これは、クーポンの有効期限を出生から3年間としていることから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 40ページの結核地域医療体制の関係なんですけれども、今、結核病床数を減らす

方向にあると聞いているんですけども、この結核病床は陰圧室ですよ。せっかくある陰圧室を減らすのは、今コロナウイルス感染症が広がっている中で違うんじゃないかと。やっぱり減らすべきではないし、むしろ充実が求められているのではないかという御意見もいただいています。その点どうでしょう。

藤内健康づくり支援課長 現在、大分県では西別府病院を結核診療の拠点病院と位置付け、西別府病院50床の結核病床を確保しています。ただ、幸いなことと言いますか、結核患者が減っており、1年間に150人前後です。長い場合でも3か月ぐらいで退院されるので、昨年から今年にかけて西別府病院では、50床の病棟に入院患者が11人とか12人という極めて少ない、病床利用率を見ると半分を割るような日もかなりあり、これが病院の経営上かなり負担になっていると伺っています。

かつて結核が多かったときに、多くの結核病床を確保しましたが、それがだんだん結核が減るとともに、結核病床の最適化というのが求められてきたわけです。

ただ、今回のような新型コロナウイルス感染症とかが発生すると、そういう陰圧病床があるというのは大変心強いことではあります。ただ、結核診療を行う先生方と、新型コロナウイルスの急性期の呼吸器疾患を診る先生方では少し専門性が異なります。実は、だからこそ今回、結核を診られる先生が減ってしまったので、それを養成しようという部分もあります。

御心配の結核病床は、西別府病院そのものは少し再編が必要なんです。それ以外に県下六つの医療機関に20の陰圧病床を備えた病床もあります。こうしたところは新型コロナウイルスにも対応できますし、そうした病床をうまく活用しながら、今ある感染症指定医療機関、8医療機関42床のモデル病床、さらに今回は、一般の医療機関で協力してくれるところのベッドも積み上げて約100床確保しています。

今後、さらにそれを増やしていきたいと考えていますが、結核診療の病床と、今回の新型コロナウイルスの病床は、それぞれに確保してお

くことが必要かなと。兼用というのは、今までの診療体制を考えると難しいかなと考えています。

土居委員 3点伺います。

まず32ページ、医療政策課の看護対策費についてですけども、今、県下の准看護学院、専門学院とかで、これからカリキュラムの編成があつて、情報科学という科目ができるということで、パソコンの整備とかどうしようかと悩んでいるらしいんです。

ICT通信網も不十分なので、何とか考えてはいるんですが、皆さん御存じのとおり、施設もとても古くて対応できていないのが現状でして、その辺の支援をどのように考えているのかお伺いします。

それからもう一つは、70ページ、高齢者福祉課の介護サービス基盤整備事業費で、今年度補正でかなり減額された事業なんです。来年度、小規模多機能型の居宅介護をどのようにしていくのか伺います。

また、補正の際の答弁で、採算性に問題があるとおっしゃっていました。やはり実際、過疎地域、過疎の自治体では、例えば民間のホームヘルプのサービス事業者がどんどん撤退している。採算が合わないということで、大変困っている事態になっていますので、この辺を県としてどのように考えているのかお伺いします。

それから三つ目が、予算特別委員会で守永委員の質疑の中にもあったんですが、発達障がい児等心のネットワーク推進事業費とか、発達障がい児・家族支援体制強化事業費についてです。これは事業を評価するのに、例えば何年後に何歳になったときにどのようになっているのかとか、その成長の過程でチェックをしていって、また政策を練り直すことも有効ではないかなと思っていますが、その辺についてお伺いします。

一丸医療政策課長 看護学校に対しては、地域医療介護総合確保基金を活用して支援することが可能だと考えています。今年度は佐伯の准看護学院建て替え支援をしています。

単なるパソコンの買換えだとなかなか難しい

かと思えますけれども、いろんな施設、設備整備の事業の組合せでそういった基金の活用ができるかと考えていますので、そういったことを考えているところがありましたら、御相談いただければと思っています。

黒田高齢者福祉課長 小規模多機能型居宅介護支援事業促進に御質問いただきました。これから在宅の高齢者の方がどんどん増えていく中で、在宅で最後まで暮らしていただくこと、そういった事業所のサービスが必要ということは認識しており、一方で採算が合わないとかいったこともあります。なかなか公募しても手をあげてくれる事業者が少ない、非常に難しい問題だなと思っています。

そういった中で、市町村の事例を見てみると、地元の事業者とうまくコミュニケーションを図りながら、そういった事業にうまく持つていくように調整している優良な事例もあります。そういったところをまずは共有するとか、あとはそういった小規模多機能型の施設の中で連絡協議会を作っている事例もあります。そういったところとも連携しながら、このサービスの重要性をよく皆さまに御理解いただくように考えていきたいと思っています。

二日市障害福祉課長 121ページの発達障がい児等心のネットワーク推進事業費についてお答えします。

この事業は、令和2年度で一区切りになります。長くやってきましたけれども、特に発達障がい児を就学前の5歳のときに見付けて早く支援しようと長くやってきました。当然おっしゃるとおり、その子たちが小学生、中学生になっています。市町村の保健師を集めた意見交換会でも、検証が必要ではないかという御意見をいただいています。なかなか県が直接というわけにはいきませんが、市町村の保健師の御協力もいただきながら、今後この見直しも含めて、効果の検証などをやっていきたいと思っています。

特に、竹田市は熱心に取り組んでいただいていますので、御意見をいただきながら考えてみたいと思っています。

濱田副委員長 64ページの外国人介護人材確

保対策事業費、これで、現在働いている人数、それから、それに対する評価について伺います。

そして、もう一つは現在の人材養成の希望者、あるいは現在養成を行っている人数について伺います。

黒田高齢者福祉課長 今、外国人技能実習生として入って、県内の施設で働いている方は、私どもが現在確認しているの中では49名いらっしゃいます。

計画表の届出を受けている中では102の方が今後来られることを確認していますが、ただ、実際に今働いていらっしゃる方は49名と聞いています。

その評判ですけれども、事業者を見学させていただいて、いろいろお話を伺っていると、非常に真面目で、日本語なり何なり、そこで吸収する力がすごくある、優秀な方が多いように聞いています。

そういった努力して一生懸命働いている姿というのは、他の日本人の職員にも非常にいい影響を与えているという話もあり、御好評いただいています。

あと、希望しておられる方なんですけれども、実は技能実習生はそれぞれの送り出し機関で養成されているところで、私どもがなかなかあずかり知らないところであり、今後何人かは分からないところではあるんですけれども、それぞれの国で介護人材を非常に熱心に養成している機関がたくさんあるのは承知しており、今後も継続して一定数の方が来られるのではないかなと思っています。

濱田副委員長 国別では、多い順に言って3位ぐらいまで。

黒田高齢者福祉課長 一番多いのはフィリピンからです。次に多いのはベトナムでして、その次がインドネシアという順番になります。

藤田委員 今の関連で、62ページの介護福祉士修学資金が今回予算が1,026万円となっていますが、何人目安で、今のところ希望者が何人ぐらいいるのかと、留学生も含まれているかどうか。

黒田高齢者福祉課長 まず、修学資金貸付制度

については、留学生の方も対象に考えており、今60名ほど見込んでいます。

そして、実は今年度の運用を見直して、外国人が入って来やすいように、入学前から申請ができるように取扱いを変更したところです。今後ぜひ留学生にも多く県内の養成施設に入ってもらえたらと考えています。

井上委員 私、ベトナムに行ったんですね。皆さんの思うように、志すまでの向こうでの勉強とか、また、こちらまでの経費とかいろんな面を考えた場合では、実際そちらでこうやっていろいろやっているけれども、社会福祉協議会への委託じゃないですか。直接外国に行って、そしていろんな面の情報を聞いてから対応しないと、なかなかこれは難しいと私は思ったね。

ですから、ぜひとも直接行ってそういった話を聞くなり何なりしてやっていただきたい。じゃないと、いろんな問題が起きたときに関わりたくないから、社会福祉協議会に丸投げしているんじゃないかという疑いを持ってしまうわけよ。

ではなくて、直接行って、肌で感じて、いろいろな問題点も含めた中でやはりやらないと、これは前へ進まないですよ。

今まで一生懸命やったのは行政書士なのです。意外と行政に詳しいのでね。その人たちが中に入って、お金を払う。そしてまた、志したら関係者にお金を払うと。そうすると、やはり相当金はかかっているのですよね、新聞等で見るよりね。その辺のところを熟知しながら進めない。ただ来た人に対して説明会をしますというのが確かに無理がないと思うのだけれども、その辺、もう少し関わる流れというのを作ってほしいなと向こうに行ってから感じたのです。

ですから、ただ新聞紙上で見て必要だよ、聞いて必要だよということではなくて、受入れ側の思いとか、何が本当に必要なのとか、やはり各施設における人員をしっかりと把握しないとだめです。そういった感じでどんどん進めないとうまくいかないと思う。

ですから、そういうのをどんどん意識しながらやると、一つ一つ解決しながらいけると思いま

す。受入れについては、やっぱり直接皆さんが行ってください、向こうに。そうすると、事情が分かると思いますので。

黒田高齢者福祉課長 御指摘ありがとうございます。私も実は現場に視察に行き、今、ベトナムの企業と協定を組み、調整しているところです。県社協も確かに事業を委託していますが、高齢者福祉課としても一緒に対応していますので、今後も、実際に現場に私どもも向かい、その現場のニーズと、あとは県内の施設とのニーズをしっかりとマッチングできるようによく考えていきたいと思っています。あとは関係者、行政書士の皆さんを含めて、受入推進協議会を今年度から開催しており、有識者の方々から御意見をいただきながら、どうすれば受入れがうまくいくのか、受け入れた後に、長く居ていただくためにどういった環境整備が必要で、どういった対応が必要なのかを引き続きよく検討して迅速に対応していきたいと思っています。

井上委員 しっかりお願いします。

羽野委員 62ページの介護職機能分化等推進事業で、県内の4事業所でモデル的に業務の切り分け等を実施するということですが、これは介護職員と介護補助職員の機能を完全分離する切り分けということなのか。具体的な中身を教えていただきたい。

また、その上側に介護補助職の導入支援がありますけれども、これと今の県内4事業所というのは連動しているんですか。4事業所以外に既に導入事業所があってそこへの助成を含んでいるのか。そういったところを教えてください。

黒田高齢者福祉課長 介護職機能分化等推進事業に御質問いただきました。

これは、今後、人材確保のために取組もしっかりやるんですけれども、生産年齢人口がどんどん少なくなっている中でいかに生産性を上げていくのが現場では非常に大きなポイントなのかなと考えており、その中で、やはり専門職の方は御専門のケアの部分にしっかりと集中していただいて、それ以外の周辺の、例えばベッドメイキング、配膳、そういった周辺業務については、介護補助職の特定技能職以外の方に従事

いただけるような、業務を切り分けて、しっかり効率的に業務を推進していただけるようにと考えているものです。

ですので、委員から御指摘いただいていますとおり、介護補助職の方が担う仕事を見出すのが一つポイントであり、その上でこの介護補助職の方を雇う経費について助成するものです。ある意味連動しているとお考えいただいてもよいと思います。

羽野委員 この4事業所に基本的には導入するという想定で、これを助成するというのでしょうか。

黒田高齢者福祉課長 はい、そのとおりですね。

羽野委員 4事業所は、県下分散した形なんでしょうか。

黒田高齢者福祉課長 そうですね、今後調整していきますが、できるだけ一部に集中しないようにはしていきたいと思っています。

羽野委員 切り分けの話がありましたけど、共同作業をした方が効率的な部分もあるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょう。

黒田高齢者福祉課長 現場の実情に応じてということにはなるかと思いますが。

一番の狙いは、現場で効率的に業務を遂行していただくためにどういった役割分担が必要かを考えていただく、そういった支援になります。

猿渡委員 一つは、障がい者の方が65歳になったときに介護の方に移らないといけないという問題ですけれども、厚生労働省は一律にやるのではなくてと言っていますが、実際には障害福祉サービスを受け続けるのはなかなか難しいと言いますか、本当に限られた人しかできていないと思うんですね。その問題でサービスの状況に応じ、御本人の希望に応じて障害福祉サービスが受けられるようにできればと思うんですけども、どうですか。

二日市障害福祉課長 御指摘のように、基本的には障害福祉サービスから高齢者の介護保険サービスに移っていただくこととなりますが、障がいの状況、あるいはそのサービスがその地域で受けられないとか、そういう事情に応じて市

町村が障害福祉サービスを引き続き利用できるとなっていますし、厚生労働省もそれは妨げないと言っていますので、市町村にもその由は伝えてあります。障がい者の方の御不自由がないように、引き続き私どもも留意していきたいと思っています。

猿渡委員 実際にはなかなかそこが難しい状況にあると聞いていますので、ぜひ今後ともよろしくお願いします。柔軟に受けられるようお願いいたします。

それともう一つ、国民健康保険の関係で、コロナウイルスの関係なんですけれども、通常の保険証がない方、短期保険証とか資格証明書の方が感染した場合に、きちんと治療が受けられるようにと国も言っていると思うんですけれども、その辺のところを市町村にきちんと徹底できているのか、しっかり徹底して困ることがないように。あるいは、保険証が切れているとかいう人が、まず相談に行くことだとか、病院に行くことをためらう、行けない状況が御本人としてはあると思うんですね。その辺のところ、市民に対する周知等も必要かと思うんですけれども、どうでしょうか。

山口国保医療課長 御指摘の問題に関しては、国からも通知がありましたので、市町村にはきちんと連絡しています。今、委員がおっしゃったように、受診抑制につながることはないように、きちっと対応していかないといけないと思っています。

吉村委員 要望であり、部局をまたぐお話かと思いますが、なかなか言う機会がないので、よろしくお願いします。

教育委員会にも伝えていますが、県内在住だが、小児がん等で福岡県とかに入院をされている小・中・高校生もいらっしゃると思います。そういった方の把握がどの程度しっかりできているのかと、ここは教育委員会にもお願いしているんですけれども、そういった方への教育の支援が大分県はないと伺っています。福岡県だと、長期入院している高校生については、パソコンとかタブレットで教育できる、学習できるように支援しているけれども、大分県の高校生

で福岡等に入院している方には、なかなかそういう手が及んでいないんだと伺っています。すぐにできるような話ではないのは重々承知をしています。人数もさほど多くないかと思うんですけども、ゆえに少し見落とされがちな点なのかなと気になっています。そういった方への支援もぜひお考えいただければと思いますし、県病院に長期入院していて院内学級となると、転校を余儀なくされると思うんですが、1年間、2年間ずっと入院しているだけであれば1回の転校、そして戻るときの転校、でも、これで決着がつくからいいんだと。ただこれが、3か月間入院して、退院してと入退院を繰り返すような場合だと、その都度、転校の手続が必要になって非常に苦労しているというお話もいただきました。当然、福祉保健に関係する部局ではないかもしれませんが、ぜひ他の部局とも連携を取っていただいて、そういった声を吸い上げていただく場があればなと思ってお願いをさせていただきました。要望です。よろしくお願いいたします。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

まず第1号議案について、さきほど審査しました生活環境部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議がありましたので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数であります。よって、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

御手洗こども未来課長 委員会資料の3ページをお開きください。第30号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明します。議案書は225ページですが、委員会資料で説明します。

まず、1条例の概要についてですが、この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

次に、2改正の理由ですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、所要の改正を行うものです。

次に、3改正の内容ですが、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に参入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間について、施行日である平成27年4月1日から起算して5年間である令和元年度末までを、5年間延長して、施行日から起算して10年間である令和6年度末までに改めるものです。この特例の期間中は幼稚園教諭免許又は保育士登録のいずれか片方の資格を保有していれば、職員配置の員数への算入が可能となります。

最後に、施行日ですが、本年4月1日として
います。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより
質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

井上委員 要望なんですけれども、こういった
いろんな資格を取りに行くには、日田市の場合
は福岡が近いんですね。保健師の方は女性の方
が多いので、なかなか大分の方までとなると交
通の便からすると非常に厳しいんですね。それ
から費用の面もですね、結構遠いのでね。

ですから、その辺の配慮、資格、それから研
修、そういった面については、福岡県など県外
でもいいよという形を少しでも考えていただ
けると、資格の取得については相当増えると思
っています。

というのが、やっぱり不足している中でそう
いった配慮をして、なるべく資格を取りやすい
ような状況にして地元に戻っていただくとかし
ないと、大分までとか言うと、なかなか行きたく
なくなるんですね。やっぱり福岡に行っちゃ
うもんだから、ある程度はそういう配慮をして
いただくと大変ありがたいなと。これは要望
なので、そういった案件があったときには注意
していただいて、なるべくそういう形にしてい
ただけると大変ありがたい。市民からそういう
声がありましたので、話しています。ただ要望
として聞いていただきたいと思います。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、こ
れより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案の
とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案大分県地域福祉基本計画
の策定について、執行部の説明を求めます。

幸福社保健企画課長 委員会資料の4ページを
御覧ください。第29号議案大分県地域福祉基
本計画の策定について説明します。議案書は2

24ページで、お手元に計画案本体もお持ちか
と思いますが、説明は委員会資料で行います。

本計画は、全部で四つの章で構成していま
すが、第1章の計画の趣旨等として、計画策定
の趣旨や位置付け、計画期間について記載して
います。

次に、第2章の地域福祉を取り巻く現状では、
人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変
化により、支援が必要な人が増加している状
況について記載しています。

また、第3章の計画の基本的事項では、計
画の基本理念を定めた上で、2施策の基本的
方向として、地域共生社会の実現に向けた体
制づくりなど、三つの柱を計画に盛り込みま
す。

右上の第4章の計画の具体的取組につい
ては、第1節の地域共生社会の実現に向けた
体制づくりから第3節の多様な地域資源によ
る福祉基盤づくりに掲げる項目を予定して
います。

今回の計画では、アンダーラインを引い
ています、第1節の2包括的な相談支援体制
の整備の(1)複合的課題に対応する相談体
制の整備、第3節の2共に支え合う地域力の
向上の(3)住民参加型福祉サービス等の推
進などの項目を新たに盛り込むこととして
います。

次にパブリックコメントの状況について
ですが、令和元年12月11日から30日間、
県民から意見を募集したところ、19件の御
意見をいただきました。このうち、計画へ反
映したものが10件となっています。

最後に、策定スケジュール(案)につい
てですが、本議会において議決をいただき、
今月に完成・公表したいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これ
より質疑に入ります。質疑、御意見などはあ
りませんか。

猿渡委員 民生委員、児童委員を探すのが
なかなか難しい状況がどこもあると思うん
ですね。仕事量は増えているし、役割がま
すます大きくなっているし、その中で一定
の活動費があると思うんですけども、もち
ろんボランティア精神がないとできないし、
正にボランティアなんですけれども、民生
委員は国の制度であるので、

大分県独自でとはならないと思うんですけども、確保しやすい、活動しやすい、活動費を増やすということがいるかと思うんですね。75歳までとなっているけど、75歳を過ぎて60代の方のお世話をしていたりという状況があるかと思うんです。その辺どうでしょうか。

幸福社保健企画課長 おっしゃるように、民生委員は児童委員も兼ねており、昨年12月に改選がありました。これは各市町村が民生委員としての候補者を選定いただいて、最終的には国が委嘱をするんですが、やはりその段階では欠員があるという市町村もあります。

今おっしゃったように、福祉環境がなかなか厳しいような状況もありますので、民生委員の方にはなるべく負担がかからないように、例えば高齢者であれば地域包括支援センター、障がいの問題については専門相談支援機関等と連携していただいて、なるべく本人の御負担は軽減となるようにしたいと思っています。

また、新しく民生委員になられた方についても、基本的にマニュアルの配付や研修を行い、できるだけ負担軽減につながるようにしたいと思っていますし、その辺りは我々から市町村についてお願いをしているところです。

いずれにしても、こういった複合的な問題等も絡んでくる話ですので、ぜひそういった形で協力いただくようにこれからもお願いしたいと考えています。

猿渡委員 国に活動費を増やすなり働きかけていただければと思うんですけども。

幸福社保健企画課長 委員がおっしゃったように、国の制度設計等もありますので、今後ともそういった部分の状況について留意していきたいと思っています。

森委員長 この地域福祉基本計画に関しては、私も当委員会の委員長として審議会に参加しています。

いろんな福祉サービス、医療関係者、学識経験者、それから住民の代表の方、多くの委員で構成する委員会の中でしっかり練り上げられたものです。

また今後、この基本計画はしっかり地域の皆

さんの安全・安心な生活につながるよう周知もお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について、執行部の説明を求めます。

御手洗こども未来課長 資料の5ページをお開きください。第31号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について説明します。議案書は226ページで、お手元に計画案本体もお持ちかと思いますが、説明は委員会資料で行います。

計画の趣旨等として、計画策定の趣旨や位置付け、計画期間等を記載しています。

I 総論編は5章からなり、第1章は子ども・子育ての現状として前提となるデータ等を記載し、第2章は前期計画の進捗状況、第3章は目指す姿や基本姿勢などの基本的な考え方や施策体系、第4章は個別事業ごと及び満足度を測る総合的な評価、第5章は推進にあたっての家庭や地域、学校、企業等や県の役割を記載しています。

II 各論編は右の欄のとおり、8章からなる基本施策ごとに、具体的な取組を記載しています。

次にパブリックコメントの実施状況についてですが、令和元年12月11日から令和2年1月10日まで県民の皆さまから意見を募集したところ、11件の御意見をいただきました。このうち、計画へ反映したものが多胎育児支援など5件、計画の推進に際して留意するものが子どもの人権など5件、計画に反映済みのものが1件となっています。

今後、本議会において議決をいただき、完成

・公表したいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続請願3ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について審査を行います。本請願については、関係する文教警察委員会にも合い議していることを申し添えます。

また、本請願については、生活環境部人権・同和对策課にも関係するため、藤本審議監兼人権・同和对策課長にも御出席いただいています。それでは、執行部の説明を求めます。

藤内健康づくり支援課長 表紙が水色の継続請願文書表の1ページをお開きください。ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決への取組について説明します。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が令和元年11月2日に公布、施行され、ハンセン病元患者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、名誉の回復及び福祉の増進を図ることが定められました。

県では、平成13年のハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決を機に、講演会の開催や療養所訪問研修、新聞やホームページ等による広報、人権啓発イベントへの参加等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発等により一層の力を入れてきましたが、これまでの実績や取組についても、今後、県内市町村とも連携し、検証・分析を進めていきたいと思っております。

元患者家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の普及・啓発になお一層取り組んでいきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

土居委員 紹介議員になっていますので、説明させていただきます。

請願事項1から5まで出ているんですけども、この2番、学校教育並びに地域社会における啓発を、そして3番、それぞれの行政の中でしっかりと研修をと。これは今現在も取り組んでくださっています。引き続き、ここも強化しながら進めていただきたいなと思っています。

4番は、今回、元患者の家族に対する補償法ができましたが、これは国が補償の申請窓口を持っています。ですが、やはり申請することによって損害を被るのではないだろうかという恐れもあるので、申請まで至らない方々もいらっしゃる可能性もあります。そういった皆さんに、地元の行政として国の窓口まで導いていただきたいということで、ぜひ当事者目線で窓口を設けてもらいたいというお願いです。

それから1番目は、これまで1953年から1996年までらい予防法が施行されており、絶対隔離政策をやってきました。この問題については、なぜ行政内部から内発的に問題を解決できなかったのかということもあります。当然、議会の側も同じような問題を抱えています。そこをしっかりと反省をしながら、ハンセン病問題の解決に向けた諸施策を見直してもらいたいという思いであげています。

5番目は、その他あらゆる有効な諸施策をお願いするという趣旨ですので、お願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

猿渡委員 継続になり、その間、県が主催した学習会などもあり、徳田先生のお話を聞かせていただいたり、映画も見せていただいたりなど、私も少しですけども勉強させていただいて、これまで以上に問題の深刻さを認識した次第です。ぜひよろしく申し上げます。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより本請願の取扱いについて協議します。本請願について、いかがでしょうか。

〔「採択」と言う者あり〕

森委員長 採択の声がありましたので、採択でお諮りします。なお、合い議をした文教警察委員会の回答は、採択すべきとのことでもあります。

本請願については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本請願については採択すべきものと決定しました。

次に請願4大分県手話言語条例の制定について審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

二日市障害福祉課長 表紙が緑色の請願文書表の1ページをお開きください。大分県手話言語条例の制定に関する請願について説明します。

現在、県が把握している聴覚に障がいがある方の人数は5,639人であり、これらの方にとって手話は大変重要なコミュニケーション手段です。

県では、聴覚障がいのある方の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の養成や派遣などの支援事業を社会福祉法人大分県聴覚障害者協会に委託し、実施しています。

手話条例における全国の制定状況ですが、27道府県をはじめ、計301の自治体で制定されています。

また、国では昨年(2017)年第198回通常国会において手話言語法案及び視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律、いわゆる情報コミュニケーション法案の二つが野党4党から共同提出されましたが継続審査となり、現在、会期中の第201回通常国会にも当該法案が提出されています。

一方、県では、全国知事会を通じて手話言語法等の制定について、国に要望を行っています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより本請願の取扱いについて協議します。本請願について、いかがでしょうか。

〔「採択」と言う者あり〕

森委員長 採択の声がありましたので、採択でお諮りします。

本請願については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本請願については採択すべきものと決定しました。

次に請願6加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設に関する意見書の提出について審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

黒田高齢者福祉課長 同じく、請願文書表の4ページをお開きください。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設に関する意見書の提出に関する請願について説明します。

難聴と認知症の関連、機序及び難聴補正によって認知症予防につながるかについては、現時点においてエビデンスが十分に確立されていないと承知しています。

難聴者の補聴器購入に対する補助制度としては、高度・重度難聴の場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、普通の会話が聞き取れない聴覚障害6級以上として身体障害者手帳を交付された方であれば、年齢を問わず対象となります。また、中度以下の難聴の場合、医師等による診療又は治療を受けるために直接必要なものであれば、医療費控除の対象となる場合があります。

なお、介護保険制度における福祉用具については、起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないことから、給付の対象となっていません。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

濱田副委員長 難聴の方は、大分県、あるいは

全国的に相当の数になるんじゃないかと推測されます。普通、よくテレビなんかで宣伝をしている補聴器、あんなんでも値段からすればピンからキリまでであると伺っています。県内でも結構ですし、全国的に分かれれば全国でも結構ですが、難聴の方はどのくらいおられるんですかね。

黒田高齢者福祉課長 正確な数字はちょっと分からないんですけども、65歳以上の方で7割という研究結果もあり、県内の高齢者の65歳人口の方37万人ですので、少なく見積もっても26万人ぐらいいらっしゃるんじゃないかと考えています。

濱田副委員長 普通のやつでも何万円もするんでしょう。高いやつは10万円、20万円。だから、どういう予算でこれを何十万人申請があったらとか、そのこのところの限度をどう考えておけばいいのか、ちょっと分からないんですけど、どうですか。

黒田高齢者福祉課長 今、東京都内のいくつかの区で助成制度があると聞いていますけれども、やはり低所得者の方に絞った形で助成するんですとか、確かそういった仕組みになっていたかと記憶しています。

濱田副委員長 いわゆる限度、程度の問題だと思うんですね。だから、例えば何かそれに採択してもどの程度までやるのか、その辺がちょっと分かりにくいですが、猿渡委員、提案者で何か意見はないですか。

猿渡委員 例えば東京都足立区だと、今年7月からこの制度を取り入れると聞いています。補助の概要、足立区では一人2万5千円で1回限りでやろうとしています。今年2月の常任委員会で決めたようです。

補聴器の普及率が14.4%で、欧米は30%から40%普及しているんですけども、それが日本では欧米の半分程度です。やはり高いので、値段的には片耳15万円から20万円が多くて、1台10万円から20万円が半分ぐらい。20万円以上を含めると7割強だそうです。そういう高いものなので、やはりいくらかでも補助があると普及が進むと。今、高齢化社会で人

生100年時代と言われている中で、例えば自治会の役員だとか、いろんな社会活動だとかを高齢の方がかなり担っている面があると思うんですね。そういう中で補聴器、年金も下がる中で、やはりいくらかの補助は必要かと考えていますので、よろしくお願ひします。

濱田副委員長 今、一例で2万5千円と出ましたけれども、例えばこれを通したとしても、ある程度のそういった制限をどこでするのか。実際に給付するところは、例えば県なら県がやるのか。どんなイメージを持っているんですか。

猿渡委員 私のイメージは、県と市町村とでというイメージは持っているんですけども、実際には市区町村単位でやっているところが多いようです。

吉村委員 この加齢性難聴は、何歳から加齢性と呼ばれるのか。現実問題、仮に60歳からとして59歳はだめなのか、そこは何か根拠があったりするんですか。どういった状況が加齢性とくくれるのか。

黒田高齢者福祉課長 申し訳ございません。ちょっとその点については承知していませんが、さきほども申し上げたとおり、ある研究によると70歳を超えると大体7割の方が、80歳を超えると8割の方が難聴になるという研究結果があります。65歳を超えると、やはり難聴は多くの方が該当するのではないかと推察されます。

吉村委員 この加齢性難聴というくくりそのものが、正直あやふやという認識でいいんですか。

難聴と言えは聞こえないじゃないですか。私も1回、突発性難聴にかかったことがあります。全く聞こえないんですよ、片耳だけ。それは、検査すれば聞こえる、聞こえないが明確になるので、聞こえていないな、だめだなというのが分かります。この加齢性の難聴に対して補助を付けるといったときに、加齢性が、どこでくくれるのか、何をもって加齢性なのかは明確じゃないということですよ、要は。60歳ぐらいでも、私は加齢で聞こえないんだと言われればそうなっちゃう。55歳でも、これは加齢なんだと言われればそうなっちゃう、という

以外に考えようがないですかね。お答えしにくいですね、いろいろ。

猿渡委員 一般的に高齢者と言うと65歳からと言われているので、そういう考え方でいいのではないかと私は個人的には思いますけれども。

森委員長 執行部からいろんな情報をいただきました。ありがとうございます。

また、提出者の猿渡委員からも他の自治体の話もいただきましたし、実際のところ、1回突発性難聴になったことのある吉村委員からも貴重な御意見をいただきました。

この補聴器購入に対する公的補助制度に関して、この委員会としてどう取り扱うのかを今の議論の中で整理をしたいと思いますが、予算の裏付けも必要な部分にもなってくると思います。そういったものを総合的に考えながら、委員の皆さままでこの取扱いについて判断をお願いしたいと思いますが、この辺で質疑はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

森委員長 それでは、本請願の取扱いについて協議します。

本請願について、いかがいたしましょうか。

猿渡委員 採択をお願いしたいです。

藤田委員 今聞いた範囲では、必要なものなのか、若い人はいいのか、目はどうなのかといろいろ考えなければいけないことが多岐にわたるので、この場では判断ができない気がします。

森委員長 継続審査とするか、今日採択するかどうか諮るかですけれども、藤田委員は継続という御意向でしょうか。

最後の委員会でもあるので、ここである程度判断した方がいいかなと私は思っているんですけども、その結果を受けて、今後また請願者の方等で話をしていただければいいのかなと思うんですが。

猿渡委員 3月末なので、継続になった場合は新しい委員会に引き継がれるということなんです。

森委員長 そういうことです。

それでは、採択、継続審査、それぞれの意見がありますので、まず継続審査でお諮りします。

本請願について継続審査とすべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 異議があるということですので、挙手によりお諮りします。（「継続するかどうかですよ」と言う者あり）はい。

まず、事前に申しますけれども、継続審査とすべきでない、今日判断すべきだということであれば採択について諮ります。皆さん挙手すると継続審査になります。

いずれにしても採択の意見もありますから、継続とならなければ、この後採択について諮ることになります。

まず、継続審査でお諮りします。

継続審査とすべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

森委員長 挙手少数であります。

それでは、これから採択でお諮りします。

本請願については、採択とすべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 異議があるということですので、挙手によりお諮りします。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成少数ですので、今回は不採択ということで決定しました。

以上、貴重な審議をありがとうございました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、冒頭申し上げたとおり、諸般の報告④新型コロナウイルス感染症への対応についてから行います。執行部は説明をお願いします。

藤内健康づくり支援課長 お手元の資料の10ページをお開きください。

3月19日に県内2例目、3例目が確認されて以降の4日間の動きについて簡単に報告をさせていただきます。

3月19日、白杵市の御夫婦を県内2例目、

3例目として感染を確認しました。それを受けて、第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、本部会議開催後、知事からさらなる感染拡大防止対策についてのメッセージが寄せられました。3月20日には4例目から7例目、これはいずれも大分医療センターのスタッフでしたが、陽性が確認されています。

これを受けて知事の臨時記者会見が行われ、県内におけるクラスターの発生を確認するとともに、早期の終息に向け、まずはこの大分医療センターにおける感染の全体像を把握するために、入院患者及び医療従事者全員のPCR検査を実施するために、福岡県へのPCR検査に対する協力要請をすることになりました。

また、クラスター対策班——こうした集団感染のメカニズム、原因、さらには再発防止のために専門家チームが国で用意されていますが、このクラスター対策班の派遣要請を決定しました。

3月20日には、東部保健所の内田所長及び県内の感染管理の専門家である大分大学医学部附属病院の平松教授を大分医療センターに派遣しています。

なお、この日の夜、8例目の大分医療センターから大分リハビリテーション病院に転院した方の感染を確認しています。

3月21日には、早速、国のクラスター対策班が県に入り、大分医療センターにおいて合同の対策会議を開催しています。これには、さきほどの東部保健所、大分大学医学部の平松教授、大分市保健所、中部保健所、大分医療センターが入っています。

この後、大分医療センターから県立病院に転院した方、あるいは大分岡病院、坂ノ市病院や佐賀関病院に転院した方からも感染が確認されています。

3月22日には、こうした県内における感染者の急増を受けて、新型コロナウイルス感染症患者入院調整会議を行いました。これまで感染症指定医療機関に入院していただいていたのですが、重症者を効率よく診療できるよう、県内の患者数の増加に備えて、感染症指定医療機関に

加え、協力病院にも患者の受入れを要求しています。ただ、患者が重症から軽症と様々で、また、今回、無症状の病原体保有者もかなりの数で見付かっていますので、症状のない人から本当に重い人まで効率よく診るために、それぞれの医療機関の役割を分担すること。そして、その方の重症度に応じてどの医療機関に入院していただくか、その調整を行う仕組みについて御検討いただきました。

それから、この日は早速、福岡県にPCR検査の協力要請をして、38件、福岡県保健環境研究所にPCR検査の依頼をしました。

昨日、3月22日の1日で182件のPCR検査を実施しました。県の衛生環境研究センターで82件、大分市保健所で62件、福岡県が38件という状況です。

こうした県外の支援もいただきながら、早期に感染の拡大の状況を把握すべく、大分医療センターの600人のPCR検査を終えたいと考えています。

その後、県内14、15例目は大分医療センターのスタッフ、16例目は大分医療センターから自宅に退院した患者、そして17例目は、大分県立病院の看護師、これは9例目の濃厚接触者からの感染が確認されました。18例目から20例目が大分医療センターのスタッフ及び入院患者。さらに、21例目として、大分医療センターからコスモス病院に転院した患者からも感染が確認されたところです。

現在、この医療センターから転院先で感染が確認された医療機関においては、そこでの濃厚接触者、同室の患者や医療スタッフなどのPCR検査を取り急ぎ行っているところです。

なお、本日夕方からは、大分県医師会新型コロナウイルス感染症対策会議が開催され、クラスター対策班からの提言、あるいはさきほど御紹介した入院患者の調整の仕組みなども、この医師会の方に周知、共有させていただきたいと思っています。

簡単ではありますが、この4日間の報告を終わります。

森委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御意見、御質疑がありましたらお願いします。

猿渡委員 大変お疲れさまです。

まず、大分医療センターの看護師が体調悪化後も勤務を続けていたということなんですけれども、私は、この背景に医療現場の体制が人数ぎりぎり、なかなか休みづらい状況があるんじゃないかと思うんですけれども、その点がどうなのか、夜勤の回数など把握しているんでしょうか。把握していれば、月に何回夜勤をしているとか、年休の取得状況がどうなのか、もし分かれば教えていただきたいです。やはりぎりぎりの人数で回している場合に穴を空けることができないし、夜勤等24時間体制ですから、スタッフみんなに影響してきますよね。そういう環境があるので、やっぱりその辺が、日頃から少しゆとりがある状況じゃないかということにつながってしまうんじゃないかと思います。

あと、妊娠中のスタッフ、看護師とかもいらっしゃると思うんですけれども、そういう人への勤務の軽減だとか、配慮とかも必要ではないか気になります。

さきほど県病では、朝、健康チェックを必ずやっていて、自宅で体温を測って熱がある場合などには電話で連絡して、家族を含め体調が悪い場合には休むという態勢を取っていると聞きました。県病の場合は全体が大きいので、応援体制が取れるということも言っていましたけれども、そういう健康チェックを各病院でどうしているのか。これまで以上に協力病院にも受け入れてもらうと言っています。そういう中で、その辺は大事かと思えます。

二つ目に、感染抑制への具体的な対策ですけれども、医療用のマスクや防護服や手袋などが足りているのか、確保が厳しいのではないかと思います。その点どう確保していくのか。協力病院にも受入れということになると、防護服の付け方、脱ぎ方とか、使い方のシミュレーション、練習等も必要になるかと思うんですね。その辺のレクチャー、感染症の対応と一般病棟とは違うと思うので、その辺も必要ではないかと。

あともう1点、地域医療構想の中で、感染病床というのが今後の第7次計画に入っていないと思うんですけれども、その辺、感染病床の今後の取組はどうなのかについてお願いします。

廣瀬福祉保健部長 たくさん質問をいただいたので、なかなか難しいところです。

まず、医療構想で感染対策——医療構想の中にはありません。医療計画の中に入っています。中身はちょっと後で担当課長から説明します。

それとあと、夜勤体制とか、そういったものを把握する状況ではなくて、濃厚接触者がどれぐらいなのかとか、そういったことを今確認しています。

夜勤体制がどうだったかは、当然、夜勤表の中でどの人が中にいたのかは後でチェックしていますが、夜勤に関してどうだったのかは、ちょっとここでは把握していませんし、その把握より前に、どれぐらいの医療スタッフがどんな状況でどれぐらい勤務していて、どれだけ濃厚だったのかなど仕分けしながらPCR検査をしています。

あと、日頃の医療体制ですけど、大分医療センターがどうなのかですけれども、当然、一般的には看護師が不足しているという状況ですが、実際に不足感があるかどうかは、病院の中のことですので、はっきり分かりませんが、当然3交代がある体制でもやっていて、また、外来もしていると。対応できるような体制を作っていると考えています。

マスクなどについて御質問がありますけど、先日、国からサージカルマスクを5万枚もらいましたので、感染症指定医療機関に、大分医療センターで感染者が多く出ましたので、優先的に、速やかに配付させていただいて、それを使っていたと形になると思っています。

藤内健康づくり支援課長 出勤前の健康チェックについて、大分医療センターでは37.5度を超える場合には出勤させないといったルールを徹底してきました。実際に症状があるにもかかわらず出勤したという御指摘ですが、そういった報道もされているわけですが、実際には37.2度で、そこは病院が決めたルールよりも

低かったので、出勤したと。そこが今、委員が御指摘したように、もうちょっと勤務環境に余裕があれば、基準の7度5分は超えないけれども、休もうかなということも考えられ得るわけですが、基準より下回ったので仕事をしたという部分は、今の厳しい医療の現場や病院のルールを考えるとぎりぎりのところだったのではないかなと思います。

出勤したお二人を責めるのはつらい部分がありますが、今日のような新型コロナウイルスの感染状況を考えれば、これもいつも知事からも申し上げていますが、やっぱり無理をせず休むことが必要だろうとは思っています。

それから、地域医療計画では、感染症病床は県下の人口とか、医療圏ごとの規模で26床という計画です。ただ、大分県はそれを上回る第二種の感染症が38床、一種が2床で、合わせて40床で、国が定めた基準の感染症病床よりも多いという状況です。

あと、防護服の着脱等については、感染症指定医療においては、常時訓練をしていただいています。協力病院等において、実際にどれぐらいやっているかは正確には承知していませんが、今回受け入れることになれば、保健所が毎回そういう医療機関の指導もしていますので、そうしたサポートもしながら感染管理がさらに徹底できるようにはしたいと考えています。

土居委員 私も四つぐらい質問があるんですけども、まず一つ目です。知事から感染症指定医療機関の病床数40床を、100床にするというお話がありました。具体的にどこの病院なのか。さきほど病院局では、県病は12床あると話していましたが、どこの病院を増やしたのか。

そして今現在、どれぐらい使っているのか。今現在、どれぐらい余力があるのかを伺います。

廣瀬福祉保健部長 どれくらい使っているかということですけども、病院名は、患者が殺到したりする可能性もありますので、ちょっとそこは控えさせていただきたい。申し訳ありません。

土居委員 なるほどなるほど、クローズ、分か

りました。

藤内健康づくり支援課長 八つの感染症指定医療機関で40床ですけれども、それ以外の19の医療機関からも協力をいただき、それを全部合わせたときに100床という状況です。

この中には、感染症指定医療機関の感染症病棟に加えて一般の病床でも受け入れるという形で、八つの医療機関の感染症病床を少し増やした部分もありますし、それ以外の11の病院が一般の医療機関だけでも、協力医療機関として受け入れるとしたものもあります。それをトータルしたときに約100床ということです。

土居委員 今使っているのは……

藤内健康づくり支援課長 今入っているのはそのうちの20床です。

土居委員 次に、例えば、私は竹田市が地元なんですけれども、竹田市で陽性が出た場合です。

地元の豊肥医療圏を見てみると、豊後大野市民病院は感染防止対策を取っている病院なので、4床受け入れ可能だと言っています。

竹田市ではどこに入れるものなのか。豊後大野市に行かなければならないのか。豊後大野市で4床埋まっていたら、また、重症の方のケースで、3床埋まっていたら、余裕を持たせるためによそに行かなければならないときの移動はどうするのかお伺いしたいと思います。

藤内健康づくり支援課長 さきほど部長も申しましたが、実際に感染症指定医療機関は、豊肥医療圏は豊後大野市民病院と明記されています。それ以外に協力病院があるんですけど、そういった公表はしていないので、そこはちょっと控えさせていただきたいと思います。

医療機関間の搬送については、患者さんの容体によります。患者さんの容体が落ち着いていれば、保健所の公用車で搬送となりますし、それから、いろんな酸素吸入がいるという状況になれば、救急車での搬送となります。これは消防本部とも、そうした場合の救急車の消毒であったり、運ぶときの隊員の防護であったり、これは平時からも消防本部とともに訓練をやっていますので、そうした搬送も可能です。

土居委員 分かりました。その調整をするのは、

多分、コーディネーターが選定されているんですけども、これはどなたなのかお伺いしたいと思います。

藤内健康づくり支援課長 実際には決まっていますが、名前を出すと……（「その方にどんどん」と言う者あり）

土居委員 分かりました。最後の質問ですけれども、さきほど田代病院局長と話をしたときに、陰性と出てもまだ分からないかもしれないというのが今回の新型コロナウイルス感染症なので、今回PCR検査をしています。陰性と出た方にはどのような指導をされているのかお伺いしたいと思います。

藤内健康づくり支援課長 今回、PCR検査の対象となっている方は、濃厚接触者としてPCR検査をする場合と、大分医療センターのように、どの病棟まで感染が広がっているか、その全体像を見るためのPCR検査と大きく二つに分けられます。

そして、濃厚接触者としてPCR検査した場合は、陰性であってもそれでオーケーですよということではなくて、最終接触から2週間は自宅待機をしていただきます。あるいは、その間、健康観察をして、もし熱が出たり症状が出るならばもう一度PCR検査をします。

ただ、濃厚接触ではないんですけども、その集団の中でどのような感染が広がっているかを把握するために実施された方々については、1回陰性が確認されれば、まずそこは大丈夫だと考えていただければと思います。

土居委員 分かりました。引き続きよろしくお願いします。

濱田副委員長 医療機関から感染者が出ていますけれども、例えば、ふだんから病院に通っている高齢者が一般の開業医にだんだん行きづらくなる。医療機関自体に行きづらくなる状況がぼつぼつ出ておるんじゃないかなという気がするんですけども、その辺の今の状況、県としてどんなふうに捉えているのか。

藤内健康づくり支援課長 それは、県医師会の感染症担当理事ともその辺りの情報交換をさせていただいています。もう既に、開業医の方の

中には、実際にかかりつけの患者について、まずは電話で相談していただいて、その方の持病、いつもの健康状態を分かっているの、「ああ、まだそれくらいの状態だったら受診しなくていいから、もう少し様子見てね」と、できるだけ受診を控えさせるようなアドバイスをしているそうです。

また、高血圧とか糖尿病とかで毎月受診されている方も、薬を3か月分出す3か月処方とすることで、もう5月まで来なくていいよという形で可能な限り医療機関の受診の機会を減らすという取組を既に始めている方もいらっしゃいます。

地域の医療機関における新型コロナウイルスの感染の広がりを考えたときに、持病を持っている方は定期的にしっかり受診する必要があります。そうやって処方を延ばすとか、電話で状況を伺って大丈夫なら例えば処方箋を発行して、かかりつけ薬局で薬が出るようにする、そういう工夫をこの機会に医師会を通じてそれぞれのかかりつけの先生にそれを広げていただくことも考えていく。正に今日、医師会の対策本部会議でそうしたことも議論されると思っています。

廣瀬福祉保健部長 今回のコロナの関係で、そういった特例が認められて、電話でも診療や投薬を行えます。それをもっと徹底してアピールしていこうという話も今日出ています。

藤田委員 さきほど病院局のときに、県立病院の看護師が感染したのは、その前段で、大分医療センターから県立病院に転院された方がいると県立病院の側から調査をして、その方を対象に検査したら陽性だったというお話だったんですね。今ここに出ている岡病院、坂ノ市病院、佐賀関病院、コスモス病院も同じように、受入側から調査した結果で出てきたものなのか。もしくは医療センター側からこちらに転院されているので、調べてくださいということが出てきたものなのか、その辺の状況はどうなんですか。

藤内健康づくり支援課長 3月22日付けで大分医療センターの病院長名で、転院先や対策、施設も含め、通知をしっかりと、大分医療センターからアプローチをしています。

ただ、20日、21日の分は、むしろ周りの病院が今回の患者発生を受けて、そういう方がいないかを先に調べて探知できたものと聞いています。

藤田委員 記者発表も含めて皆さん相当苦労されているんだろうと思うんですけども、情報の伝え方の中で、例えば1例目の臼杵市の御夫婦の感染が確認されたときに、クルーズ船に乗っていた方が発症したみたいだぞといううわさがずっと流れちゃうんですね。そうすると、ほかの乗っていた方も疑われたりということもありますし、今回の転院の関係でいくと、転院先がもっとほかにもあるんじゃないかという疑心暗鬼になってくるような気がするんですね。

例えば、1例目の臼杵市でそういううわさが出たときに、この方々はクルーズ船に乗った方ではないことを僕はたまたま臼杵の人から聞いたので土曜日には分かっていました。転院した病院もここまでとか、今出ているほかにはあと何病院あるけれども調査中ですか、分かる範囲でできるだけ伝えていただくと、ガセネタも含めていろんな情報が今飛び交う世の中なので、そういう情報の伝え方をしていただいた方がいいのではないかなという気がしています。

藤内健康づくり支援課長 実はクルーズ船との関連は報道機関からも尋ねられて、そうではありませんと申し上げました。そういうニュースはなかなか伝わらないので、うわさを打ち消すまでに至らなかったのは、ちょっと我々もその辺は配慮が足りなかったかなとは思っています。

これから本当に、県民の不安の解消につながるような情報の伝え方、さらには工夫をしていきたいと思っています。

藤田委員 皆さん方は本当に、現場で真向かいで対応していて大変だろうと思います。そういう情報は、こういうものが流れているけどどうなのかと、別の部署でチェックしていただける体制があるといいなという気がしますね、マスコミの方も含めてですね。

羽野委員 PCR検査の結果が出る前の感染しているかもしれない人の対応なんですけれども、

濃厚接触者だと判断されたときに、自宅に行って検体を採取して、あとは自宅待機。若しくは病院に来てくださいということでも来てもらって採取をするのか。

それともう1点は、何らかの症状がある病院に来られた方で、結果として検体採取する場合には、採取した後は、病院で待機するのか、一旦帰ってもらって自宅へ結果をお知らせして、その後の対応を検討するのか。感染したかもしれない側に対してどのような対応を取っているのでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 今回の濃厚接触者の中でも、症状が全くない方がいるんですが、その場合、病院の職員であれば病院で取るのですが、退院した方とか、あるいはその方の濃厚接触者で家にいらっしゃる方の場合は、これは大分市保健所が検体採取を行っています。その場合は、結果が出るまで自宅で待っていただくことになります。

症状がある場合は、帰国者・接触者外来で受診いただいて、そこで検体を取っていただきます。状態が許せば家で待ってもらうこともありますし、少しが症状があり治療が必要ということになれば、そのまま医療機関で結果が出るのを待っていただく、これはケース・バイ・ケースです。

森委員長 それでは、新型コロナについては以上で審査を終わります。

ここで藤内課長などこの後いろいろ御対応がある方は退席した方が良いですかね。（「できれば、もう退席させていただいた方が。」という者あり）

そうですね。藤内課長におかれては、連日連夜にわたって審議監と一緒に対応にあたっただき、本当にありがとうございます。テレビに出ている課長を見て、大丈夫でしょうかと心配している方の声も聞きましたので、くれぐれもお体に十分注意されて、よろしく願います。

ここで3名の方が退席されます。

〔藤内健康づくり支援課長 退席〕

〔伊東審議監 退席〕

〔幸福祉保健企画課長 退席〕

森委員長 それでは、諸般の報告①から③について一括して説明をお願いします。

一丸医療政策課長 委員会資料の6ページをお開きください。まず大分県医療計画に記載する医師の確保に関する事項について説明します。お手元に計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

まず計画の概要ですが、資料の左上、第1章医師確保計画の趣旨の1のとおり、この計画は、平成30年の医療法の一部改正により、都道府県の医師確保対策を推進するため、県医療計画の中の医師確保に関する事項を特出しして、医療計画の一部として、都道府県が今年度において策定するものです。計画の期間は、令和2年度から5年度までの4年間となっています。

次に、計画の内容については、昨年第4回定例会の委員会で説明したとおり、第2章医師偏在指標、第3章医師少数区域・医師多数区域等の設定、第4章医師確保に関する方針、目標医師数及び施策、第5章産科・小児科における医師確保計画としています。

次に、資料右下のパブリックコメントについて説明します。(1)の実施期間のとおり、本年1月17日から2月17日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は全部で3件で、(3)の計画への反映状況としては、計画の推進にあたり留意すべきものとして、地域の診療所の後継者確保に関するものが1件、計画に反映済みのもので、産科医の確保など2件となっています。

本日、お手元に配付している計画については、今後公表する予定です。

続いて資料の7ページをお開きください。大分県医療計画に記載する外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について説明します。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

まず計画の概要ですが、資料の左上、第1章外来医療計画に関する基本的事項の(1)のとおり、この計画は、平成30年の医療法の一部改正により、地域における外来医療機能の偏在

・不足等に対応するため、医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追加し策定するものです。計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間となっています。

次に、計画の内容については、昨年第4回定例会の委員会で説明したとおり、第2章外来医療提供体制の現状と課題、第3章今後の施策の方向、第4章医療機器の効率的な活用、第5章外来医療計画の推進としています。

次に、資料右下のパブリックコメントについて説明します。(1)の実施期間のとおり、本年1月17日から2月17日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は4件で、(3)の計画への反映状況としては、計画の推進にあたり留意すべきものとして、新規開業者への対応に関するものが2件、計画に反映済みのもので、医療機器の共同利用など2件となっています。

本日、お手元に配付している計画については、今後公表する予定です。

藤丸こども・家庭支援課長 資料の8ページを御覧ください。大分県社会的養育推進計画について説明します。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

資料左上、計画の策定にあたっての(1)趣旨については、本計画は、平成28年改正児童福祉法に示された子どもの権利と家庭養育優先原則を実現するため策定するものです。(3)計画期間は、令和2年度から11年度までの10年間となっています。

次に、計画の内容については、昨年第4回定例会の委員会で説明したとおり、国の策定要領に基づき、1社会的養育の体制整備の基本的考え方から10児童相談所の強化までの10項目を定めています。

次に、資料の右下パブリックコメントについて説明します。(1)実施期間のとおり、本年1月6日から2月5日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は、(2)のとおり全部で43件あり、そのうち(3)計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容を計画

へ反映したものが、子どもの権利擁護に関するものなど17件、計画の推進にあたり留意すべきものが、児童相談所の強化に関するものなど4件、計画に反映済みのものが、子どもの権利擁護に関するものなど22件となっています。

本日、お手元に配付している計画については、今後公表する予定です。

瀧野障害者社会参加推進室長 資料の9ページをお開きください。大分県障がい者芸術文化推進基本計画について説明します。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

まず、計画の趣旨ですが、資料一番上の第1はじめにのとおおり、本計画は平成30年に開催された第18回全国障害者芸術・文化祭を背景に、障がい者の芸術文化活動の振興を図るための施策の方向性や取り組むべき事項を定めるものです。計画の期間は令和元年度から5年度までの5年間としています。

次に、計画の内容ですが、昨年の第4回定例会の委員会でも説明したとおおり、第2大分県の現状と課題、第3大分県障がい者計画上の基本的な視点、第4施策の方向性で構成されており、施策の方向性では、相談体制の整備や創造・発表・鑑賞機会の拡充などそれぞれの項目ごとに、今後の主な取組を記載しています。

最後に、パブリックコメントの実施状況です。資料一番下を御覧ください。意見募集は、1のとおおり本年1月22日から2月21日までの31日間実施しました。その結果、2のとおおり、県民の皆さんから13件の意見をいただいたところです。この意見については、3のとおおり、創造・発表・鑑賞機会の拡充に関する意見1件を計画に反映するとともに、計画に反映済みのものが9件、施策を進めるにあたり今後留意すべきものが3件となっています。

本日、お手元に配付している計画については、今後公表する予定です。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

濱田副委員長 医師確保の件で、地域枠を増やしたらどうかという意見が従来からいろんなと

ころから出ておりました。今は13人ですが、そういった意見に基づいて、県から要請をしたことはありますか。

また、もし要請したのであれば、その返答はどうなっているか。

一丸医療政策課長 地域枠は今13人なんですけれども、そのうちの10人は国の施策で臨時定員の増となっています。今、大分大学医学部の定員が110人で、その100を超える10人分が正にその臨時定員になります。

国は、令和4年度から、将来、医師の数が足りて飽和状態になるだろうと、その臨時定員の削減を考えているところです。まだ大分県内は医師がそんなに足りている状況ではないと、今後も必要だと考えていますので、その臨時定員の維持を国に要望しています。

また、全国知事会からも同様の要望を国に行っているところです。その回答はまだ今のところありませんが、今年度、令和4年度以降の臨時定員についての考え方が示される予定になっています。

濱田副委員長 結局、基本的には就職活動なんかと一緒に、やはり都市に偏重したり、県内なら大分市内とか、こういう状況を解消する何かの手立てを取らんと、数だけ増やせばいいという問題でもないと思うので、その辺の、最後は所得になるのかね。基本的にやっぱり都市偏重にならないような何か手当てをする必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方はどうですか。

一丸医療政策課長 この地域枠等もそうなんですけれども、今、大学独自で地元枠というものを検討しており、大分県内各地、今やはり医学部へ進学する方は割と大分市に偏る傾向にあります。それぞれの地域からの医学部進学者については、やはり大分大学に行っていただいて、地元に残っていただきたいといった方向にも沿うものかなとも思っています。それを今、大学と文部科学省で調整しているところです。

学部にはまだ詳細を言われていないんですけれども、そういった取組も大分県に医師を残す方向にはなるのかと思っています。

また、いろんな方向で考えていきたいと思うんですけども、大分大学自体が県内出身者が4割ぐらいです。県外から60%来ているんですけども、大学でも、県内出身の方はもちろんですけども、そういった県外から大分に進学して来られた方に大分に残ってもらう取組、説得、そういうのも進めています。医師免許を取った後、2年間の臨床研修があり、県内12の指定病院があるんですが、その最初の2年大分に残っていただくと、そのうち8割ぐらいは大分に残っていただけるという過去のデータもあります。そういったところの取組も進めたいと思っています。

土居委員 社会的養育推進計画の中の40ページの上から3行目の後半部分です。一時保護後の有効な支援につなぐことができるように一時保護所のアセスメント機能強化のため頑張っていきたいという文言がありあります。実は先日、九福臨の研修会があって、このアフターフォロー後の体制を聞きたいなと思ってホルトホールに伺ったら、コロナの影響で縮小化され、この講座がなかったんです。措置が入るときには一生懸命皆さん措置しようと思ってかかるんですけども、その後、措置が解けたときにどのようにしてフォローするのかは大きな問題だと私は思うので、この辺どのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいなと思います。

藤丸こども・家庭支援課長 例えば、虐待などでどうしても一時的に保護して子どもを預からないといけないことがあります。そのときは当然、親子が引き離されてしまう。ただ、それは一時的なものであり、基本的にはやはり親子と一緒に生活するのが最も望ましい形になると思います。一時保護を解除した後に、残念ながら施設に行かれる方も500人程度いらっしゃいますけれども、多くの子どもについては家庭に復帰した後は、児童相談所、市町村、また専門機関もありますが、そういったところが継続的に家族を支援しながら、ときには児童相談所に措置をしてもらって、専門的な指導をしながら、親子関係がまた再構築されるようにと取り組んでいるところです。

引き続きそういった機能も強化しながら、親子が家で暮らせるように取り組んでいきたいと思っています。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

予定していた案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

〔廣瀬福祉保健部長挨拶〕

森委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される高塚保護・監査指導室長から御挨拶をいただきたいと思っています。

〔高塚保護・監査指導室長挨拶〕

森委員長 ありがとうございます。それではこれで福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

森委員長 このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、本日の委員会がこのメンバーによる最後の委員会でありますので、一言御挨拶申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

森委員長 これをもちまして、福祉保健生活環境委員会を終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。